

官報

号外 昭和三十五年四月六日

○第三十四回 参議院會議録第十六号

昭和三十五年四月六日(水曜日)午前十一時三十八分開議

議事日程 第十六号

昭和三十五年四月六日

午前十時開議

第一 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

同

文教委員

社会労働委員

同

吉江 勝保君

紅露 みつ君

津島 壽一君

後藤 義隆君

櫻井 志郎君

同 農林水産委員
谷口弥三郎君

同 農工委員

同 予算委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

農林水産委員会
理事 櫻井 志郎君(櫻井志郎君の補欠)

農工委員会
理事 栗山 良夫君(栗山良夫君の補欠)

予算委員会
理事 栗山 良夫君(栗山良夫君の補欠)

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同日本本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

案(閣法第四一号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

じん肺法案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

アジア経済研究所法案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法案

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

治水特別会計法案

精神薄弱者福祉法案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

昭和三十五年一般会計予算

昭和三十五年特別会計予算

昭和三十五年政府関係機関予算

同日本本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

同日本本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航貸付資金の貸付条件等に関する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

内閣委員会に付託

中小企業業種別振興臨時措置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案
商工委員会に付託

が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

割取販売去案

同日委員長から左の報告書が提出され

た。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案可

決報告書

奄美群島復興特別措置法の一部を改

正する法律案修正議決報告書

地方公営企業法の一部を改正する法

律案可決報告書

○議長（松野蘭平君）これより本日の

會議を開きます。

この際、お諮りいたします。吉田法

晴君から、海外旅行のため、十五日間

請暇の申し出がございました。これを

許可することに御異議ございません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認

めます。よつて許可することに決しま

した。

○議長(松野鶴平君) 衆議院議員・元衆議院議長林義治君は、昨五日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

この際、本院は、同君に対し、院議をもって弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発展につとめられた國務大臣としての重責にあたられた衆議院議員林義治君の長逝に對しましてつとんで哀悼の意を表し、弔詞をささげます。

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(松野鶴平君) この際、お諮りいたします。

本月十八日から二十四日まで、ギリシャのアテネにおいて開催される列國議會同盟本年度春季會議に、本院から山本米治君、木下友敬君を派遣いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 吉武恵市君から三池炭鉱争議に関する緊急質問が、久保等君から三池炭鉱争議における暴力団介入に関する緊急質問が、田畑金光君から三井三池労働争議並びに人権問題に関する緊急質問が、小平芳平君から三井三池労働争議に関する緊急質問が、常岡一郎君から三池炭鉱争議に関する緊急質問が、須藤五郎君から三池炭鉱争議に関する緊急質問が、それぞれ提出されております。

この際、これらの緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。吉武恵市君。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 私は、今回起こりました大牟田三池炭鉱の争議に關し、政府に對し、自民黨を代表いたしまして、次の諸点につきお尋ねをいたしたいのであります。

第一点は、今回の争議の根本の原因をいかようにごらんになっているかという点であります。従つてまた、その解決についていかような御見解をお持ちになるかということをごさいます。第二は、労働組合のあり方について政府はいかなる御指導をなさつてお

るか、また、労働争議の限界、特にビケの限界についていかなる御見解をお持ちになつておるかという点であります。第三の点は、争議行為といなどを問はず、暴力について政府はいかなる御処置をおとりになるつもりであるか。この点についてお尋ねをする次第であります。

まず、第一点についてみますると、会社側は、三池炭鉱の再建のために千二百名の人員整理、特に生産障害者を絶対排除しなければならぬというかたい決意を持っております。一方、旧労働組側について見ますと、首切り絶対反対、あくまで体を張つてたたかうという、これまたかたい決意でございます。それだけに、今回の争議の解決はきつめて困難であると思つております。したが、よくその真相を調べてみますと、三池炭鉱の今日までの生産の状況は、昨年の出炭は一人当たり月産わずか十三トンであります。しかも坑内事情は、炭丈が九尺からある。その設備は他の炭鉱に見られないほど完備しているものであります。今日、中小炭鉱を見ましても、鉱夫一人当たりの出炭は月二十トン—三十トンは平気で掘つてい

る。中小炭鉱が坑内事情の悪いにもかかわらず、かくのごとき成績をあげているのに、なぜ三池炭鉱だけがこのような悪い生産の状況が続いているか。ここに私は会社側の再建に対するかたい決意があると思つております。こ

れでは、三池炭鉱が幾らよい山でありましても崩壊の道をたどる以外にありません。それでなくても、今日、石炭産業は石油の進出に圧迫されまして斜陽化しつつあるのであります。このようなときに、今までのような状況が続くまで続けられるではありません。そのよつて来たるゆえんを見ますと、二十七年以来、この三池炭鉱に對しては、九大の向坂教授及び日本共産党天野順二氏等による徹底した階級闘争理論の教育がなされていたのであります。一年に延べ三百六十日という徹底した教育であります。以上の事由に基づいて起こつておる争議であります。がゆえに、政府が本問題を解決されようとする場合には、その根本を把握し、その根本の解決をはかるにあらざれば、いつまでたつてもこの争議は解決いたしませんし、また、いかげんな解決をすれば、何度同じ争議が続くのであります。けさのニュースによりますと、中労委の藤林会長は職権をもつてあつせん案を提示されたということでありましたが、労働大臣に、そのあつせん案の内容、及び、そのあつせん案の内容がただいま私の申しました点に觸れて解決をされようとしておるかどうか、この点をお尋ねする次第であります。

第二にお尋ねいたしたいことは、組合のあり方について政府はいかなる指導をなされておるかということであり

ます。組合は自主的であるとともに民主的でなければなりません。今回の三池炭鉱の組合のあり方を見ますと、きつめて非民主的であります。今日、石炭が斜陽産業化されつつあるときに、従来のごとく月十三トンという出炭成績を維持するということは、どういふことである。従つて組合内におきましても、真に心あるものは、従来のこの組合のあり方について批判が生まれ、三池炭鉱の再建をはかるうとして幾たびか進言をしておるのであります。しかるに幹部はこれを聞き入れようとせず、あくまでも従来の指導理念をもつて押し通そうとし、きびしき統制のもとにこれを押えつけてきたのであります。かるがゆえに、ついに三鉱連の中において新組合が生まれて分裂をしたのであります。まじめに働こうとする生産意欲に燃えた労働者は、従来のごとく旧組合のあり方については耐え切れぬはずであります。私は、現地において、これら新組合の真に生産意欲に燃えた真剣な姿を見ることができたのであります。これを要するに、組合幹部が非民主的に強引に引きずろうとするならば、必ず内部に分裂が起こります。私は組合の分裂は悲劇だと思ふ。政府は、組合の教育指導にあたり、もつと勇敢に、組合は民主的でなければならぬということ徹底していただきたいと思ひます。

が、労働大臣はいかなるお考えをお持ちになれるか。

次に、かくして生まれた新労組は、独立したりつばな組合であります。憲法第二十七条によつて、すべての国民は勤労の権利を保障されておるのであります。新労組が憲法の保障に基づいて会社と団体交渉を行ない、就労しようといふとしますと、ビケと称し、暴力によつてこれを阻止したのであります。去る三月二十八日、三川鉱において、新組合が、全く武器も持たず、まゝで就労しようとしたのに対し、旧労組の組合員は、こん棒、青竹、鉄棒等をもつてさんざんに暴力を加え、二百数十名に上る負傷者を出しているのであります。私はそこで労働大臣にお尋ねをいたしますが、労働争議の限界について、いかなる御指導をなさつておったのか、特にビケの限界についていかなる御指導をなさつておったかを聞きたいのであります。

私は次に、第三の点について石原国務大臣にお尋ねしたいのであります。今回の三池炭鉱の争議につきまして、二十八日の新労組就労に対し暴力をもつてこれを阻止しようとし、二百数十名の負傷者を出しておりますが、このことはあらかじめ予想されることでありましたが、その暴力が警察によつて阻止できなかったといふことはいかなる理由であるか。また今後同じ暴力が行なわれるであらう

と考えられるのでありますが、これに對していかなる御処置をとられるつもりか。今回現地調査をいたしましたところ、新組合の人々も、旧労組の人々も、会社の人々も、市民の人々も、一せいに口にするのは、警察力が消極的であつたといふことであります。これを考えてみますと、私はその一つの原因は、従来、警察は、争議に介入してはならないといふことと人命の保護といふことを混同しておるのではないかと思ふのであります。私は争議に警察が介入することはよくないと思ひます。しかしながら、それは争議そのものに介入してならないといふことであつて、争議に派生して起こる暴力による人命の保護につきましては、警察本来の使命でありまして、身をもつて勇敢にこれに對処することになければならぬと思ひます。(拍手)もし警察がこれを排除してくれなければ、われわれは何によつて暴力に對抗することができぬのであります。暴力を放置すれば、暴力には暴力でというこゝとなつて、互いに暴力を用ひ、かの二十九日のごとき刺殺事件が起こるのであります。私は、暴力団でありましよう、労働組合の暴力でありましよう、いやくも暴力に對しては断固としてこれを排除しなければならぬと思ふのであります。政府はいかなるお考えをお持ちですか。特に今回の争議において見ますと、単なる

職場だけの問題ではありません。デモ隊と称し、数百名の旧労組及びオルグが新労組の出動中の留守宅を襲ひ、あるいは窓ガラスを壊瓦でぶちこわし、土足で上がり、窓をぶちこわして、その上、婦女子を洗濯デモと称してもみくちやにしておるのであります。とうとうこれらの婦女子は恐怖に耐えかねて、六百世帯というものが一晩のうちには疎開をしております。一体、かくのごとき、状態が放置されてよいものか。今日の法治国家においてこういう事実ありとするならば、私は、はなはだ憂慮にたえないと思ふのであります。政府の御所見を尋ねたいのであります。

最後に私は法務大臣にお尋ねいたします。これは、二十九日に行なわれた刺殺事件に對しては、私が現地に参りまして調査しておる途中、捜査の手が差し伸ばされて調べられておりました。が、二十八日に行なわれた三川鉱の暴行傷害事件については、何らの取り調べも行なつていないのであります。昨日になつて新聞を見ますと、ようやく取り調べにかつたといつておる。五日たつて後のことではあります。今日労働争議において暴力行為が断ち切られぬのは、警察なり法務当局が断固たる処置をとられないからであります。このことが、労働争議については、暴力はもちろんのこと、傷害も許されるがごとき誤認を与えるのであります。

私はただいま時間がございませんから、二十八日に行なわれた三川鉱の暴力事件について一々申し上げる時間はございません。しかしながら、私がその被害者の述べた手記の一、二を申し上げます。こう言つております。「血にまみれ、苦痛に耐えられない人々がみずから語つたままなまじき記録である。戦慄すべき旧労組員の残虐行為は、社会党や総評や炭労や旧労組が何と叫ばれようとも、その真実を隠すことはできない。会社、組合等の問題ではない。人間として、スイカを割るがごとく、無抵抗のまま、頭を割られ、腕、足を折られ、ベッドに苦しむ人たちに

かわり、社会正義の名において世間に訴えたい」と、こう言つております。以下は小川という人の手記であります。「繰り込み場の惨状はこれらの惨劇の中でも最もはなはだしいものであつた。このころ無事就労した新労組三百名及び係員は、全員の無事を祝つて万歳を三唱した。そして一部に負傷者があつたので、これを収容して治療を始めていた。ものの五、六分たつたたないかのころである。西側の窓を打ち破る音がした。見ると、十三卸機械工松本がバールで窓をたたき破つていた。残る全員は、石、かわら、れんがを雨あられと窓に集中した。たちまちガラスはこごなごなに吹き飛んだ。そして窓ワックも次々に折れた。ぐるぐると回つていた旧労組及びオルグは、一せ

いに立ち上がった、各人の手に持つてゐる鉄棒、成木、シャベル、くぎを打った角材を、力一ぱいにこの集団めがけて打ちおろした。」

○議長(松野鶴平君) 時間でございませう。

○吉武恵市君(続) 「各所に助けてくれと叫ぶ悲鳴が聞こえ始めた。まさに残虐きわまるものがある。」と、こう言つております。以上のように、集団の暴行はきわめて残虐であります。私は、法務当局は、この際、断固たる処置をとられる必要があると思ふのであります。法務大臣はいかなる御所見をお持ちでございませうか。

私は最後に岸総理大臣にお尋ねいたします。今回の三池炭鉱の争議は、普通の争議とは違ひます。その根本は根深いものがある。おそらく今後といへども暴力行為が続けられようと思ふのであります。これは一出先官憲だけではどうして押えられぬものではございません。政府全体が、総理を初め関係大臣が一丸となつて、断固暴力を排撃する処置をとられる必要があると思ふのであります。総理大臣の御所見を承りたいのであります。

以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 今回の三井三池炭鉱における争議の事情が、暴力を伴ひ、多数の負傷者や死者まで出すよ

るな事態になったことは、まことに私は、日本の労働運動史上においてかつて見ない遺憾なことであると思ひます。いかなる意味におきましても、暴力を用いるということは、これは民主政治の敵である、これを断固として排斥しなければ真の民主政治はできないと、私はかねて強く考えておる次第であります。(拍手) 今回の事態に処しましても、私どもは、すでに起こった事態を法に照らして処分するのはもちろんのこと、将来につきましても、そういうことを繰り返さないように万全を尽くしていくつもりでございます。

(拍手)

〔国務大臣松野頼三君登壇、拍手〕

○国務大臣松野頼三君 三月二十八日、中労委に向かいまして組合側からあつせん申請が出まして、それ以来一週間余り、中労委の努力によりまして、本日早期あつせん案が提示せられました。御承知のごとく、第一項から五項まで、今回の公平なる立場でのあつせん案としての明確な文書が出ております。

第一は、会社は昨年十二月十日付の指名解雇を撤回すること。

第二、右解雇の該当者は同日付をもって自発的に退職したものとすること。

第三、前項該当者の退職金については、昨年十二月十日付で会社が通告した退職金の額に一万円を加給すること。

第四、第二項該当者に対しては、会社はでき得る限り就職のあつせんに努め、企業再建の暁にはなるだけ再雇用の考慮を払うこと。

第五、以上の措置をもって今回の指名解雇をめぐる労使の対立に終止符をつけ、平和裏に生産の再開をするための諸案件について話し合いを進めること。

以上でございます。

少なくとも今日まで、組合側からあつせん申請をいたして参りました。会社側はたびたびそのあつせんを拒否して参りました。しかしながら、会社といえども、やはり中労委のあつせんを尊重しないわけではございません。今日職権あつせんによつて出ました以上は、少なくとも組合側は今日まであつせん依頼者でありますから、まず第一に、組合側はその立場を明確にしなければならぬと存じます。会社側はあつせんを受諾はしておりますけれども、やはり労使のよき慣行の前には、会社側もこのあつせんを尊重すべきであらうと私は考えております。

第二番目に、今回の争議における暴力ビケの問題が非常に出ております。私は、暴力ビケという言葉は、労働法上は的確な言葉ではございません。暴力を伴うビケは、もうビケにあらずであります。(拍手) 少なくともこの判例は最高裁においてたびたび明確になり、これは、労働法の保護におけるビケにあらずして、一般の威力業務妨害罪あるいは傷害罪という判例が最高裁でたびたび行なわれております。やもいたしますと、労働問題に名をかりて暴力を用いることは、すでにそれは労働法の保護をみずから放棄した立場であつて、刑法一般の問題として嚴重に政府はこの取り締まりを行なうべきだと、私は明確に考えております。

(拍手)

〔国務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原幹市郎君) お答えいたします。

先月二十八日三川鎮におきましてあのやうな事件が起りましたことは、まことに残念に考えておる次第でございます。あの事態に対処いたしましたして、当日大牟田署には約千五百名の警察官を動員し、荒尾署に五百名の警察官を動員いたして、事態に備えておつたのでございますが、当日の両組合の態度あるいは入手しておりました情報等に若干の食い違いがございまして、結果におきましてあのような事態になりましたことは、まことに残念に思つております。その後あの地帯一帯の治安確保のために、さらに九州各地より警察官の応援を得まして、ただいまでは、大牟田、荒尾両署を中心に、約四千名の警察官を動員いたしまして、これに炭住街の治安確保等に全力を尽くしておるのであります。パトロールの強化、検問所の強化、あるいは警察配備の適正配置等を行なつておるのでございます。その結果、治安も回復されまして、家族もほとんど大部分が家に歸られたやうでございます。さらにまた、こん棒とか、そういうものの提出を求めまして、暴力のもとになるやうなものの排除に努めておるのでございます。今後とも不当の暴力に対しましては徹底的にこれを取り締まるやうに、強く現地の警察当局に指示をしておる次第でございます。

三川鎮の事件につきましては目下捜査中でございます。いづれ法務大臣よりも詳しくお話があると思ひますが、近く相当数の逮捕者を出すものと思つております。厳に捜査を続行いたしますつもりであります。(拍手)

〔国務大臣井野碩哉君登壇、拍手〕

○国務大臣(井野碩哉君) 二十八日の三川鎮の事件につきましては、検察庁にいたしましては、直ちに検事数名を派遣して、現場の捜査態勢を完備しております。警察陣の検挙に応じて、検察側といたしましては直ちに捜査に着手できるやう準備をいたしておりますが、最近大牟田署にも捜査本部ができて、数名の参考人と呼んで調査をしておりますが、相当の被疑者もその氏名が判明して参りましたので、検察陣もその陣容を強化いたしまして、これが措置に万全を期したいと思ひます。

三井三池は労使紛争のまただ中にあり、しかも、今日、組合が第一、第二と二つに分かれて、きわめて微妙な段階にあります。ゆえに、組合内部そのものに対して国会あるいは政府が介入したといふとき印象を与えることは、その影響するところがきわめて大きいものであります。誠に慎むべきであると思ひます。そこで私は、今次三池争議における第三者によるビケ破り、あるいは暴力、殺人、さらには強行就労にあたり海上保安庁の巡視艇の出動等、他にいまだその例を見ないやうな不祥事態について、特に岸総理を初め関係閣僚にお尋ねいたしましたのであります。

まず、岸総理は、第一次岸内閣成立の第一声として、暴力、貧乏、汚職の追放を国民に公約したのであります。が、この三悪は一向に追放されないのみか、ますます増大の一途をたどつておるのであります。特に暴力に至つて

り、これは、労働法の保護におけるビケにあらずして、一般の威力業務妨害罪あるいは傷害罪という判例が最高裁でたびたび行なわれております。やもいたしますと、労働問題に名をかりて暴力を用いることは、すでにそれは労働法の保護をみずから放棄した立場であつて、刑法一般の問題として嚴重に政府はこの取り締まりを行なうべきだと、私は明確に考えております。

(拍手)

〔国務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原幹市郎君) お答えいたします。

先月二十八日三川鎮におきましてあのやうな事件が起りましたことは、まことに残念に考えておる次第でございます。あの事態に対処いたしましたして、当日大牟田署には約千五百名の警察官を動員し、荒尾署に五百名の警察官を動員いたして、事態に備えておつたのでございますが、当日の両組合の態度あるいは入手しておりました情報等に若干の食い違いがございまして、結果におきましてあのような事態になりましたことは、まことに残念に思つております。その後あの地帯一帯の治安確保のために、さらに九州各地より警察官の応援を得まして、ただいまでは、大牟田、荒尾両署を中心に、約四千名の警察官を動員いたしまして、これに炭住街の治安確保等に全力を尽くしておるのであります。パトロールの強化、検問所の強化、あるいは警察配備の適正配置等を行なつておるのでございます。その結果、治安も回復されまして、家族もほとんど大部分が家に歸られたやうでございます。さらにまた、こん棒とか、そういうものの提出を求めまして、暴力のもとになるやうなものの排除に努めておるのでございます。今後とも不当の暴力に対しましては徹底的にこれを取り締まるやうに、強く現地の警察当局に指示をしておる次第でございます。

三川鎮の事件につきましては目下捜査中でございます。いづれ法務大臣よりも詳しくお話があると思ひますが、近く相当数の逮捕者を出すものと思つております。厳に捜査を続行いたしますつもりであります。(拍手)

〔国務大臣井野碩哉君登壇、拍手〕

○国務大臣(井野碩哉君) 二十八日の三川鎮の事件につきましては、検察庁にいたしましては、直ちに検事数名を派遣して、現場の捜査態勢を完備しております。警察陣の検挙に応じて、検察側といたしましては直ちに捜査に着手できるやう準備をいたしておりますが、最近大牟田署にも捜査本部ができて、数名の参考人と呼んで調査をしておりますが、相当の被疑者もその氏名が判明して参りましたので、検察陣もその陣容を強化いたしまして、これが措置に万全を期したいと思ひます。

三井三池は労使紛争のまただ中にあり、しかも、今日、組合が第一、第二と二つに分かれて、きわめて微妙な段階にあります。ゆえに、組合内部そのものに対して国会あるいは政府が介入したといふとき印象を与えることは、その影響するところがきわめて大きいものであります。誠に慎むべきであると思ひます。そこで私は、今次三池争議における第三者によるビケ破り、あるいは暴力、殺人、さらには強行就労にあたり海上保安庁の巡視艇の出動等、他にいまだその例を見ないやうな不祥事態について、特に岸総理を初め関係閣僚にお尋ねいたしましたのであります。

まず、岸総理は、第一次岸内閣成立の第一声として、暴力、貧乏、汚職の追放を国民に公約したのであります。が、この三悪は一向に追放されないのみか、ますます増大の一途をたどつておるのであります。特に暴力に至つて

す。暴力に対しましては、検察庁といひましては、厳正なる態度をもって今後とも臨んで参りたいと思つております。(拍手)

○議長(松野頼三君) 久保等君。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 私は、日本社会党を代表いたしまして、三池炭鉱争議における暴力団介入に関する緊急質問をいたします。

三井三池は労使紛争のまただ中にあり、しかも、今日、組合が第一、第二と二つに分かれて、きわめて微妙な段階にあります。ゆえに、組合内部そのものに対して国会あるいは政府が介入したといふとき印象を与えることは、その影響するところがきわめて大きいものであります。誠に慎むべきであると思ひます。そこで私は、今次三池争議における第三者によるビケ破り、あるいは暴力、殺人、さらには強行就労にあたり海上保安庁の巡視艇の出動等、他にいまだその例を見ないやうな不祥事態について、特に岸総理を初め関係閣僚にお尋ねいたしましたのであります。

まず、岸総理は、第一次岸内閣成立の第一声として、暴力、貧乏、汚職の追放を国民に公約したのであります。が、この三悪は一向に追放されないのみか、ますます増大の一途をたどつておるのであります。特に暴力に至つて

す。暴力に対しましては、検察庁といひましては、厳正なる態度をもって今後とも臨んで参りたいと思つております。(拍手)

○議長(松野頼三君) 久保等君。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 私は、日本社会党を代表いたしまして、三池炭鉱争議における暴力団介入に関する緊急質問をいたします。

三井三池は労使紛争のまただ中にあり、しかも、今日、組合が第一、第二と二つに分かれて、きわめて微妙な段階にあります。ゆえに、組合内部そのものに対して国会あるいは政府が介入したといふとき印象を与えることは、その影響するところがきわめて大きいものであります。誠に慎むべきであると思ひます。そこで私は、今次三池争議における第三者によるビケ破り、あるいは暴力、殺人、さらには強行就労にあたり海上保安庁の巡視艇の出動等、他にいまだその例を見ないやうな不祥事態について、特に岸総理を初め関係閣僚にお尋ねいたしましたのであります。

まず、岸総理は、第一次岸内閣成立の第一声として、暴力、貧乏、汚職の追放を国民に公約したのであります。が、この三悪は一向に追放されないのみか、ますます増大の一途をたどつておるのであります。特に暴力に至つて

す。暴力に対しましては、検察庁といひましては、厳正なる態度をもって今後とも臨んで参りたいと思つております。(拍手)

○議長(松野頼三君) 久保等君。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 私は、日本社会党を代表いたしまして、三池炭鉱争議における暴力団介入に関する緊急質問をいたします。

三井三池は労使紛争のまただ中にあり、しかも、今日、組合が第一、第二と二つに分かれて、きわめて微妙な段階にあります。ゆえに、組合内部そのものに対して国会あるいは政府が介入したといふとき印象を与えることは、その影響するところがきわめて大きいものであります。誠に慎むべきであると思ひます。そこで私は、今次三池争議における第三者によるビケ破り、あるいは暴力、殺人、さらには強行就労にあたり海上保安庁の巡視艇の出動等、他にいまだその例を見ないやうな不祥事態について、特に岸総理を初め関係閣僚にお尋ねいたしましたのであります。

まず、岸総理は、第一次岸内閣成立の第一声として、暴力、貧乏、汚職の追放を国民に公約したのであります。が、この三悪は一向に追放されないのみか、ますます増大の一途をたどつておるのであります。特に暴力に至つて

は最近目にあまるものがあります。本日この本会議場においても、自由なる言論機関である毎日新聞社に対する暴力事件並びに三池炭鉱の争議における暴力団による殺人事件と、二つの緊急質問を行なわなければならないほど暴力が横行調歩いたしておりますことは、まことに遺憾であります。岸総理は、こうした民主政治の敵ともいふべき暴力の増長する傾向をいかにお考えになっておられるか、そして、いかにこれに対処せられんとするか、その所信を承りたいのであります。また、三井三池におけるこの紛争の根本原因は、もともと政府の石炭対策の貧困から来たものであるといつても過言でないと思ふのであります。特に政府のこのことに関するお考えをお伺いしたいのであります。

次に、通産大臣、労働大臣、自治庁長官にお尋ねをいたしたいのであります。大牟田市は人口二十一万の都市であり、関連産業はすべて大企業であり、他の工業都市に比しまして失業者の吸収がきわめて困難であり、一たび失業すれば、そのほとんどが永久失業の状態に置かれ、現在も五千名を越す登録失業者があり、その大部分は炭鉱労働者であります。今回の争議の原因は、こうした失業群の中に、さらに二千数百名の者を投げ込まんとする首切りの強行にあったわけでありまして、会社は、利潤の追求のための整理かもし

れませんが、職を奪われた者は、生活の道を断たれ、死の宣告を受けたも同様であり、勢い大争議に発展せざるを得なかったと思ふのであります。政府の石炭政策、また、失業対策及び地方自治体の財政的対策等につき、それぞれ各大臣の御答弁をお願いしたいのであります。

さらに、国家公安委員長にお尋ねいたします。事は殺人事件であり、組合員が白昼しかも警察官と多数の人の面前で暴力団によって殺害せられるという驚くべき事件であり、徹底的に究明し、厳重に処断せられるべきものと思ひますが、次の具体的事実について明快にお答えをお願いしたいのであります。殺人事件の起きた三月二十九日昼ごろ、現地に派遣せられていた社会党の調査団は、当時四囲の状況等を総合判断しまして、刃物等危険物の所持も懸念せられましたので、直ちに警察署長に連絡、事故の未然防止方の措置を申し入れたのであります。警察側よりは、事故を防ぐために万全を期することとして、組合側も棒、竹等を持たないよう特に注意され、組合側も了承して、一切の棒きれ等を処分してしまつたのであります。ところが、それから一時周半後に、何一つ手に持たない組合員の久保清君が刺殺せられたのであります。しかも、その日、暴力団は、先頭にトラック一台、次いでタクシー十四台、そのあとバス二台と、計十七台の

命令によつて、大牟田市三川鉄の付近で流血の惨事が起こつたのであるが、その前日の二十七日の夜、会社は海を渡つて横坑第二人工島に奇襲入坑を強行しているが、このとき海上保安庁は

前日に申し入れられていたにもかかわらず、殺人が行なわれるまで解散もさせなかつたことは、いかなる理由によるものであるか、明らかにせられたいのであります。

なおまた、本殺人事件直後、暴力に使用せられた数百本のこん棒その他が証拠物件として警察に押収されていたが、そのほとんどは、新しいものはしの柄であり、あるいはハンマー等に使うカシの棒であり、はなはだしきは親指大の鉄の棒を魚釣り針のごとく曲げて、これに二メートルくらいの麻なわをつけて、これをへいの裏から投げつけたのであります。これらのものは、いずれもはかから簡単に入手できないものであつて、会社内から持ち出されたことは明白であり、調査団が再三、会社側に対して警察より忠告を行なうよう要請したにもかかわらず、これに応じなかつたことは、はなはだ遺憾であり、会社に対する警察の態度はまことに奇怪千万と言わざるを得ないが、いかようにお考えになるか、御所見を承りたいのであります。

さらに、争議行為におけるこうした暴力団によるきわめて悪質な暴力介入を、労働大臣はいかにお考えになり、いかに対処せられんとするか、お尋ねをいたしたいのであります。

次に、運輸大臣にお伺いをいたします。妨害排除の仮処分申請も出ていない三月二十八日早朝、会社の強行就労

いた」と言っておるが、これでは海上保安庁が計画的に労働争議に介入の下心があったと判断せざるを得ないが、この点についていかにお考えになられるか、お伺いをいたしたいのであります。

最後に、総理からお答え願いたいと思うのであります。以上のごとき、三池争議に際し、政府の機関たる海上保安庁の巡視船が出動して、これに介入したり、また、暴力団による暴力、殺害行為に対処する防止と事後処理に、警察当局がきわめて怠慢であつたことなどは、政府が、一面において薩の力となつて会社を援助しているといわれても、いたし方のないことであります。同時に、断じて許すことのできないことであると思つてあります。また、三井三池争議を契機に、またもや警察法改正が云々されておるようでありますが、問題の焦点はそのようなところにあるのではなく、問題の焦点は、現行法のもとにおいて、当然と得る適切な措置が警察当局によつてとられていないところにあると思つてあります。換言すれば、警察当局自体の怠慢にあると思つてあります。従つて、警察法改正については何らその必要がないと思つてあります。が、総理はどうお考えになりますか。明確な御答を願つて、私は質問を終わる次第であります。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

暴力追放の問題は、私は、民主政治の基礎として、いかなる意味においても、いかなる形における暴力も、これを追放しなければならぬという考えのもとに努力をいたして参つております。しかるに、いろいろな暴力の跡を断たないといふことはまことに遺憾でございますが、私は、労働争議において、あるいは第三者が介入して、そして暴力的な行動をしておるといふような事態も今回見ております。これらのことを考えまして、一そうこの暴力の追放について、あらゆる面から、これを強力に進めていかなければならぬと実は考えておるところでございます。これにつきましましては、同時に、各方面の方々も、この暴力を民主政治の敵として追放するといふ信念のもとに、政府の施策に御協力を願いたいと思ひます。

次に、石炭対策の問題でございますが、いふまでもなく、エネルギー革命の結果としまして、石炭自体に対する非常な大きな影響がきておるのであります。特に日本の状況から見ますと、いふと、近年、非常な不況の状態にある。しかも、この石炭は日本の国内のエネルギーであるし、また、雇用問題としても、石炭鉱業というものがきわめて重要な意義を持つておることから考えまして、これを合理的な基礎の上

に経営せしめ、その存続をはかつていくといふことが、根本に考えられなければなりません。この意味におきまして、日本の石炭鉱業を合理化するという問題は、労使ともに真剣にこれを検討し、これに対する対策を考えてもらいたいと思ひます。政府としましては、できるだけ日本の石炭鉱業を経済的にも成り立つように、あらゆる面から協力をするともに、この合理化の道程から生ずる失業者に対しましては、特別な措置をもつてこれに対処する考えでございます。

最後に、警職法の改正の問題についての御質問であります。警職法の改正につきましましては、従来も答弁をいたしておりましたが、私どもは、やはりこの法律全体について改正する必要ありやいなやにつきましましては、従来も検討いたしておりました。この考えは今日も同じでございますが、特に今回の事件に関連してこれを改正するとかどうかといふことではなしに、本来、この警職法というものが現在の規定でいかにどうかをわれわれは検討しておる、こゝろでございまして御承知願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 石炭鉱業は、ただいま総理のお話のごとき、世界的エネルギー革命の影響を受けまゝで、かなり不況な状態であるのであります。私は就任以来、これが根本的対

策を考えまして、ただいま御審議願つております。石炭鉱業合理化臨時措置法あるいはボーラー規制法、その他所要の法律案の改正のみならず、予算につきましてもできるだけこれを組みまして、対策を講じつてあります。ことに離職者に対しましては周期的な予算を組むと同時に、予算はかりでなしに、民間の関係会社あるいはまた一般の民間業者に対しまして、協力してこの離職者対策を講ずるよう懇願し、政府も、ともにこれが研究を続けておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(石原幹市郎君) 第一点の大牟田市における失業対策事業等に対する自治庁当局としての措置についてでございますが、これは緊急就労対策につきましましては高率の国庫負担をするように法律の改正をされておるのであります。地方負担につきましましては、普通交付税の基準財政需要額にそれらのことを算入せしめておりますし、それから起債に適當と思ふような、いわゆる適債事業については、広くこれも起債を認めていこう。さらに足らざる部分につきましましては、特別交付税の配分等にあたりましたも十分留意をいたしまして、緊急失業対策事業が適正に行なわれるように注意をして参るつもりでございます。

次の四山鉱事件についてでございますが、まず、山代組一派の動静につきましては、警察といたしましても十分注意をいたしまして、事前に警告をしたり、いろいろなことをしておつたのであります。先方は、情報宣伝活動をするのだ、炭住街においていろいろ不当なことをやるのはけしからぬといふ意味において情報宣伝活動をしておるのだといふようなことを言つておりましたので、これを事前に解散する等のことは、その程度ではできないのであります。それで、最後の検問所は百名の警察官がいたとおっしゃいましたが、その検問所は六名の警察官がおつたのであります。この検問所を突破された、で、あのような事態になつたのであります。直ちに警察官もこれを制止に入りまして、五名の警察官が負傷いたしました。たしかまだ入院しておる警察官もおると思ひます。

凶器の所持についてのいろいろお尋ねがあつたのであります。明らかに凶器を所持しておることが判然としておる場合は、もちろん現行法でもこれは処置できるのであります。が、そうでない場合は、相手方の申し出があつただけでは、調べたり取り上げたりすることはできないのであります。しかし、先ほども申し上げましたように、ただいまでは任意提出の方法で、凶器にかわり得るこん棒等は、ほとんど取

り上げるような措置はとっておりません。

山代組の連中をその晩留置しなかつたといふことについてのお尋ねがあったのでありますが、これは任意同行の形で、犯人が直ちに確定できなかったために釈放したのでありますが、直ちに逮捕状の発付を求めまして、六十四名に逮捕状が発付になっております。

ただいま二十九名を逮捕いたしております。今後の取り調べの状況をよく見ていただきますと思っております。

その他、会社との関係等についてはいろいろお話がございましたが、これは今後の捜査の過程において明らかにせられることと思っております。(拍手)

○国務大臣(松野頼三君) 炭鉱地帯の失業状況は非常にいろいろな点がございますので、昨年、炭鉱離職者臨時措置法及び援護会というものを作りまして、万全を尽くしております。ただいままでに広域職業紹介で約二千六百名、これは三月までに二千六百名、そのほか職業訓練が合わせまして約千名、であります。あらゆる面から離職者対策には万全を尽くしつつあるでございます。

第二番目の労働運動の規制でございますが、労働運動の一番の問題は、暴力を使うといふことはいかなる場合でも禁止されております。のみならず、第三者の暴力というのはいかなる場合でも禁止されております。のみならず、

であります。労使双方にも嚴重に暴力を禁止されているのは當然なことであります。暴力以外のことも、暴力を使った場合には労働法の保護を受けませんから、一般刑法及び民法上の當然な責任追及があるわけであります。まして、第三者の暴力においてはもちろん論外で、厳に慎まなければならぬことでございます。(拍手)

○国務大臣(橋本渡君登壇、拍手) いたしまして、労働争議に不介入の立場をとることは当然の義務でありまして、そういうことは私からも厳命しておるのであります。しかし、海上において暴力行為等公共の秩序を乱すような場合におきまして、この場合においては、会社側といわず、組合側といわず、断固取り締まるということは当然のこととあります。また、そのために起こります衝突等によって海難等が起ります場合には救助に当たることも当然であります。そこで、今御質問のありました問題であります。これは三角港から出たとおっしゃることは間違いないのであります。これは長洲から出たのであつて、その状態を調査いたしましたことを御説明申し上げますと、二十七日の午後十時二十分に、会社側の人事係の谷口某という者から、二十七日の午後八時三十分過ぎに有明海の長洲を出港し、第二人工島に向かった第二組合員約四百名を

乗せた漁船十三隻が、いまだ未着であるから遭難したのではないかと、この捜査願いが出たのであります。そこで、三池保安署では海上保安庁の船艇に捜査に当たらせたいのであります。

「ありあけ」の船が捜査中、漁船が到着しているかどうかというのを調査するために第二人工島機橋に到着し、搭乗保安官三人は調査のために上陸いたしました。「ありあけ」には船長外一名が残留して、防舷作業中、大牟田港を出港した「さらし丸」が突如「ありあけ」の左舷に接舷いたしました。船長の制止も聞き入れず、「ありあけ」を足場として強行上陸したのであります。そこで今おっしゃいました探照灯で照らしたのではないかと、この場合においては、これは「さらし丸」が「さらし丸」の探照灯を照射して「さらし丸」の上陸を援護したのではないかと、誤解が一部にあるのであります。おのれども、事実は全く相違いたしておるのであります。「さらし丸」並びに「さらし丸」は、捜査依頼のあった漁船の捜索のため航海に向かう途中、狭水道を通過している間に探照灯を照らしていたのであります。これは自船の航行安全のためであつて、機橋停留中に「ありあけ」「さらし丸」を三秒間くらい三回照射したものであります。これは衝突を防止するためにやったので、別に意図はありません。従つて、海上保安庁におきましては、各種の情

報を分析した結果、銃員を輸送します場合にはどうしたらいいかという問題であります。その場合においては、二十六日と七日の両日にわたりまして、汽船会社九州商船、漁業組合、三池港務所等に対しまして、海事法令違反を起こさないように嚴重に警告を発したのであります。実際に第二組合員を輸送しました「さらし丸」及び漁船についてはそれぞれ海事法令違反の容疑がありますので、目下取り調べ中であります。

以上お答えいたします。(拍手)

○議長(松野頼三君) 田畑金光君。

〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 私は、民主社会党を代表し、三井三池争議に伴う諸般の問題について、以下数点にわたり政府当局に質問を行なわんとするものであります。

端的に言うならば、三井三池の問題は、今日、労働問題というよりも、むしろ社会問題、政治問題としての側面が強く表面化しております。私は、三月末現地を視察し、大牟田市内から炭住街を一巡いたしました。市内に漂う不穏な空気、ことに案じるべき炭鉱住宅街は不気味な暗雲に包まれていて、このことでございます。平素は労働提携、労働提携の必要を訴え、地域共闘を通じて民主化を進めるはずの勢力が、大牟田市民と越えがたき障壁を

設けて相互に相反目している姿は、民主主義のチャンピオンをもつて任ずる労働組合としては、はなはだしい自己撞着と言わなければなりません。(拍手)

三月十七日、鉄の規律とゆるぎなき団結の歴史を誇る三井三池労働組合の中に、新しい組織が、自由にして民主的労働運動を標榜して立ち上がっております。世人の予測をはるかにこえて、新組合に参加する者三千余名、今日すでに五千名をこえて、言語に絶する迫害脅迫にもかかわらず、日に日に組織が拡大しつつあることは、単に会社の切りくずなどという問題ではなくして、より深い労働運動のあり方自体に関する問題であり、指導理念の明確な対決から生まれたものであると言わなければなりません。(拍手)四月四日、読売新聞の報道によれば、三池連の中闘は、三日の会議において、「三池の闘争は組織の実体を無視した暴走であり、これ以上統一闘争を組むことはむずかしい」と、三池労働組を批判する声が圧倒的に強かったと指摘しております。三井三池新旧労働組の今後のおもむく大勢はすでにきまつたと申しても過言ではないが、ここで私が特に強調し、注意を喚起したいことは、組織の分裂、動揺、混乱を阻止するために、長年つちかわれてきた統制と鉄の規律がいよいよ狂暴化し、説得の名において数々の非人道的行為が、新労働組の組合

員、ことに無辜の婦女子に加えられて
いるという事実であります。社宅街に
は、窓ガラスを破壊され、戸板を撤去
されて、人けのない家屋が幾十となく
目にとまりますが、いずれも新労働組
合員の住宅であり、疎開した家屋であ
ります。数日にのぼる世帯が着のみ着
のままで疎開し、恐怖におののいている
のが、今日三井三池争議に伴う悲劇で
ございますが、恥すべき行為でなくし
て何でありましょうか。人間性の喪失
であり、文明社会から暗黒社会への逆
行であります。女子供に何の罪がある
というのでしょうか。組合運動の対決
は、組合員の自由な大衆討議と批判を
待って堂々と対決すればいいのであり
ます。労働組合なるがゆえに、集会、
外出の制限を行ない、批判の自由を抑
圧し、特定教条主義を押しつけ、自己
に反対する者はすべて裏切り者呼ばわ
りをして、尾行をつけ、監視することが
許されているとすれば、本来人間解放
の運動であるべき労働運動の許しがた
き逸脱であり、偏向であると申さなけ
ればなりません。(拍手)総理は、この
ような非人道的行動が労働争議の名に
おいて行なわれているという事実を御
承知でございましょうか。住宅街の治
安の不良が新組合の就労をはばむ最大
の原因でありますが、治安確保の当
面の責任者である公安委員長から、社
宅街における治安の現状並びに危険防
止のためにとられている具体的な措置

を明らかにしていただきたいと思いま
す。

次に、争議に伴うビケ行為、ビケッ
ティングの合法性の限界について政府
の所信をただしたい。ビケ行為は争議
の一形態であり、対象により、また、時
と場合に応じましては多様でございま
すが、ビケの機能は、組合員の争議
からの脱却防止であり、第三者に対す
るストに対する協力要請であり、使用
者に対する団結の威力の暗示でござ
います。英米においては言論表現の自
由に根拠を求めておりますから、
従って、平和的説得の限界にとどまる
といわれております。わが国において
は、ビケの根拠は憲法二十一条の問題
ではなく、二十八条の問題であるか
ら、平和的説得プラスアルファとい
う考え方があり、この説得は、労使対等
の原則確立の上からも、争議権を広く
解釈し、ビケに伴うスクラム、すわり
込み、就業阻止を肯定する立場であ
ります。これに対し、争議は本来、使
用者に対し、「お前たちがやれるなら
やってみよ」ということであり、「お前
たちにやらせないぞ」ということでは
ない。争議権と、他の平等権、自由
権、財産権の調和を期待し、この調和
を破らないことが争議権の正当性の限
界であるとしているが、この考え方に
おいては、ビケの本質は平和的説得で
あると見てゐるわけでありまして、そ
こで私は、労働大臣に、ビケに伴う実力行

使の限界についてどのような立場を
とっておられるかを明らかにしていた
だきたいと思ひます。一つの会社なり
企業の中に二つの組合が存在する場
合、おのおの持つ勤務権、団結権、
団体行動権は、法のもとに平等であつ
て、相互の権利を侵犯すべきではござ
いません。三井三池旧労働組合と会社
との間には依然として争議は存在する
が、新組合との間には存在いたしてお
りません。従って、旧組合が争議を継
続することはもとより正当でございま
するが、新組合が就業することも当然
の権利の行使であり、かつ、会社に対
する義務履行として何ら不当ではな
く、両者の争議権と就業権は全く対等
の立場に立つものといわなければなら
ません。(拍手)この立場に立つてみま
すときに、三井三池争議に伴い今日見
られる事態は、正当な争議行為に伴う
ビケ行為であると労働大臣は判断して
おられるかどうか。争議権と就業権は
ともに労働者の権利として対等に尊重
されるべきであるといいたしますなら
ば、現在、事実上、新労働組の就業権
は、争議権というよりもむしろ暴力の
前に空文化しております。仮処分決定
もなされておりますが、これらの処分
も有名無実に帰してあります。法の
執行並びに就業権の確保に關し、労働
大臣、法務大臣、国家公安委員長はど
のように具体化される方針であるかを
明確に伺いたひたいのでございます。

三井三池争議の現状は、労働問題の
ワク内における解決を急ぐ前に、当
面、治安をどう回復するかが、より緊
急な課題でございまして。二十八日、三
川鎮における強行就労に伴う労働者同
士の流血の惨事は、目をおおわしめる
ものでございまして。私は、ここに、当
時、三川鎮内における暴行に際し
被害を受けた人々の手記を紹介したい
と思つておりましたが、先ほど吉武議
員の質問中に引用されましたから、や
めることといたしますが、この阿鼻叫
喚にもかかわらず、警察は台風が過ぎ
てからようやくかけつけたというのが
当日の機動隊の実情でございまして。二
十九日、荒尾市、四山炭住前における
旧労働組、久保清君の暴力団による刺殺
事件を見ても、当日の前後の事情から
判断して、警察の臨機応変の措置がと
られておりましたならば、あのような
大事に至らずして、事態はもっと変
わつた方向に発展していただであらうこ
とを、まことに遺憾に存じます。この
両事件に際し、警察は十分その責任を
果たしたといえるのでありまして、よ
うか。警察に対する不信の声は、大牟田
市民の声であり、身を切り刻む苦悩に
追い回されている新労働組、家族の声
でございまして、警察の怠慢、無責
任、無能に対し、最高責任者として総
理はいかに考へておられるかを承
りたいのでございます。

私が党を代表いたしましたして、現地に
おいて警察当局に嚴重抗議を申し入れ

昭和三十三年四月六日 参議院會議録第十六号 三井三池労働争議並びに人権問題に関する緊急質問

が、あらためて法務大臣の見解を承りたいのでございます。

二十九日、四山社宅前における刺殺事件に、職員二名の者が、正門横の建物の三階の窓から、鉄棒、角材を投げ入れ、暴力団に支援を与えたと一部の諸君は宣伝されておりますが、いずれも事実無根、デッチ上げであり、三井職組は名誉棄損として法廷闘争を準備しているわけでございます。当日、両係員は、現場から二十五メートル離れた所において、物理的に物を投げる事ができない位置にいたことが明確でございますが、真偽のほどを法務大臣から明らかにしていただきます。

今日、三井三池争議の早期解決をはかり、平和を回復することは、当事者のみならず、大牟田市民の声であり、国民の声であります。中労委はすでに藤林あつせん案を提示いたしました。が、問題は、現地旧労組があつせんを受け入れる態勢にあるかどうかということでございます。平和的解決は、それを受け入れる地盤の確立なしには徒勞に終わるでありましょう。労働大臣は、本争議解決に、藤林あつせん案が提示された現段階において、いかなる構想をもって対処されようとする御方針であるか、承ります。

今日、三井争議に見られます悲しむべき事態は、冒頭指摘いたしました通り、向坂イズムに立つ組合の失敗で

あるが、同時に、忘れてならないことは、経営者の誤れる経営上の見通しの失敗、労務対策の適切な措置を誤ったゆえであり、同時に、政府の石炭対策の無策無計画が労働者の闘争を深刻化せしめているということは否定できないのでございます。三年間に十万人の炭鉱労働者の失業、これに対する受け入れ態勢を政府は準備していると言ひてございましょうが、この際、政府は、三井三池の争議を教訓として、かかる不幸な事態を将来にわたり防止するために、石炭危機突破の具体的な計画を明らかにし、失業問題の解決をはかり、国民生活安定の道を講ずることが何よりの基本であると考えます。が、総理の所信をあらためて承ります。

最後に、繰り返し強調いたします。労働運動は堂々と主義主張によって対決するがよろしい。かかわりなき婦女子まで争議の渦巻きに巻き込むことはやめようではないか。特に現地の治安確保を強く要望いたしまして、私の質問を終わることにいたします。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

三井三池の争議に関連いたしましたし、多数の負傷者や死者を出したというような暴力行為を伴うという事態を生じたことは、まことに遺憾でございます。このことについて、御承

知のように、この三池における争議は相当長い間の問題であり、この間においていろいろな事態の変化に対処するために、警察当局といたしまして、事前にできるだけ情報を集め、これに対処する処置を講じてきたのであります。しかしながら、結果においてあつた事象を生じたことは、私もまことに遺憾に考えております。

警職法の改正の問題につきまして、先ほどもお答えを申し上げましたが、特に今回の事件に関連してわれわれが警職法の改正という問題を持ち出しているという考えではございませぬ。かねて、現在の警職法で十分に治安の確保あるいは平和な市民の生活が擁護できるかどうかという点に關しましては、従来、公安委員会におきまして、いろいろな意見がございまして、われわれとしては慎重に検討いたしております。今日こういう内容でもって改正するとか、あるいは一切改正しないとかいうことを申し上げる段階ではございませぬ、十分慎重に検討いたしました上で成案を得たい、かように考えております。

石炭対策の問題につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、エネルギー革命から生ずる世界的な面もありまして、また日本の特殊の事情もございまして、われわれとしては、国内エネルギー資源の最も重要なものとして石炭産業の維持育成ということとは

考えていかなければならない。加うるに、雇用問題に非常に重大な意義を持つておりますから、十分に石炭産業を、合理的基礎において、経済性を十分に持つて、そしてこれが維持されていくように考えていかなければならぬと思ひます。そのためには、現在、先ほど吉武議員の御指摘もありましたが、実際一人当たりの出炭量というものがいろいろまちまちであり、また、外国の例に比べますと、もちろん炭層その他の天然の条件が違つておりますから、同一には言えませんが、これも、全体として能率の悪いことはいふまでもないことだと思ひます。これらのことを考えますと、将来の石炭産業を維持していく上におきましては相当難題が出てくるということも、これは必然であると思ひます。ただ、その難題に対して安定した職業をどういふふうにして与えるかというのが政府の任務でありまして、特別の措置をわれわれも立てて、十分これに力を尽くす、こういう考えでございす。(拍手)

〔国務大臣松野頼三君登壇、拍手〕
○国務大臣(松野頼三君) ビケの限界は、御承知のごとく、労働者が集団して労務提供を拒否する一つの戦術でございす。従つて、あくまでこれは暴力を伴うものではございませぬ。平和説得の範囲というのが各判例で明確になっております。なお、今回の場合

は、特に合法的な新組合、しかも会社側と労働契約ができ、生産再開の話し合いができ、仮処分が下つた、そういう正規なものをビケによつてこれを阻害するということは、断じて違法中の違法でございす。

なお、労働問題として考えなければならぬことは、労働者の権利とその自由を守るならば、みずからの権利と自由と同様に、同じ労働組合の権利と自由を阻害するよりなこととは、厳に慎むべきことだと私は考えます。

〔拍手〕権利を主張する者は、みずからその正しい姿をとらなければ、その権利の主張は断じてできません。今回のあつせん案は、御承知のごとく、組合からあつせん申請が出たわけでありす。あつせん申請が出て、これを受けて、藤林氏が長い間努力をいたしまして、会社側は拒否したにもかかわらず、その苦勞の上に今回のあつせん案というものが出たわけでありす。従つて、一番あつせん案を歓迎すべきものは申請者でなければならぬのであります。もちろん、あつせんが出ました以上、相手側の会社側も私は当然これを尊重すべきことがよく労働慣行だと思ひますが、第一にこのあつせん案に最も忠実であるべき者は申請者であらうことは言を待ちませぬ。(拍手)
〔国務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原幹市郎君) まず、脱

住街の治安確保の問題についてお答えをいたします。先ほど申し述べたのでございますが、四月一日より、大

牟田市、荒尾市を中心とする九州各地

よりの警察官の応援によりまして、約

四千名の態勢を固めまして、炭住街等

の治安確保に重点を置きまして、パト

ロールの強化、検問所等を強化いたし

まして、治安の確保に当たっております。

先ほど述べましたように、大部分

の疎開いたしました家族等も帰つてき

ているようであります。そのほか凶器

となりやすいこん棒その他の提出を求

めまして、暴力の一端に努めている次

第でございます。今後ともいろいろな事

態も想像されますので、手をゆるめ

ず、治安確保、ことに住宅街の問題に

つきましては徹底した万全を期さなけ

ればならないと私は考えております。

ビケの問題については、先ほど労働

大臣よりお話がございまして、福岡

岡地方裁判所の仮処分決定を見てい

る現在、この決定に反するビケは違法

であると私も考えております。今後

も、就労を奨励するに当たります。今

な行動に對しましては、徹底的にこれ

が排除、取り締まりに当たりたいと考

えます。

職法その他の法制によりまして、これ

を厳正に執行して治安の確保に当たら

なければならぬと思っております。

しかし、先ほど来総理も申し述べられ

ましたように、現在の法制につきまし

て、ことに警察法については、かつて

第三十国会にその必要を認めて法案を

出したこともあるのでございます。法

令の不備等につきましては、今日とい

えども十分研究し検討をして、次第

でございまして、

二十八日並びに二十九日の事件につ

きましては、徹底的に今捜査を続行中

で、これも先ほど詳しく述べた次第で

ございまして、今後とも捜査の徹底を

期する考えでございます。(拍手)

○国務大臣(井野碩哉君) 第二組合の

労働就業権につきましては、松野労働

大臣、石原国家公安委員長からお答え

がございまして、法の秩序維持につ

きましては、民主国家におきましては

はきわめて重大な問題でございまして

検察庁にいたしましては、治安の確保

にきざんたる態度をもって臨んで参り

たいと考えております。

四山事件の逮捕状況でございますが、本日現在までに逮捕状を交付しま

した者五十五名、うち逮捕した者二十

というお尋ねでございます。これにつ

きましては真相を究明しております

が、まだ事実が確認されたという報告

には接していません。

また、三川鎮事件の捜査につきまし

ては、先ほどお答え申し上げました通

り、多数の参考人の取り調べは済んで

おり、すでに相当数の被疑者の潮り出

しに成功しております。その氏名も判

明いたしましたので、福岡地方検察庁

は検事数名を現地に派遣して捜査を行

なっております。(拍手)

○議長(松野碩平君) 小平芳平君。

○小平芳平君 登壇、拍手。

○小平芳平君 私は、三井三池争議に

関しまして、その社会不安のあまりに

も大きいのを見て総理並びに関係大臣

に若干の質問をいたしたいのでござい

ます。

初めに、私の立場を申し上げます

と、私が今、国会議員とか、そういう

立場でなくて、一人の国民として、一市

民として、大牟田や荒尾の町を歩いて

みますと、警官に呼びとめられたり、

ビケ隊に尋問されたり、まるで内乱の

町を歩いているような状態でありま

す。こうして私は、一市民として激し

い対立抗争の中から受けたものを基本

として質問したいのでございま

す。いわゆる理論的に武装されたとい

われる人々は別といたしまして、大

多数の大牟田市民は次のように叫んで

るのではないでしうか。「現在の大

牟田は三つに割れた。新組合か、旧組

合か、それとも中立か。そして親子

や兄弟でさえも敵になった家庭があ

る。近所隣りの人々も、敵か味方か、

それともスパイか等々と、おそれお

のいている。一体われわれはどうした

らしいのだ。何としてもこの灰色の

重々しい空気を一刻も早く取り除い

くれ。このような叫びが大牟田市民の

大多数の叫びであると考えてござ

います。岸総理大臣が暴力と貧乏の迫

放を叫ばれてからすでに久しい。私は

以前の大牟田市民については詳しいこと

は知りません。けれども、今日の大牟

田には、あまりにも貧乏と暴力が満ち

あふれているのが現状ではないか。い

まだに監禁されている人があるとか、

一晩中眠られなかったとか、ついに

は白昼、公衆の面前で殺人事件が起き

たとか、このような現状に対して、政

府は、さらにさらに強い決意をもって

対処していかねばならないと思

うのであります。総理並びに労働大臣

の今後の具体的な方策をお聞きたい

たい。

○乱闘事件、流血事件の原因について

考えてみますと、先ほど来この国会

の空気、議場の空気からも察しられる

ように、会話が生産再開をさせる。第

二組合は生活困窮等の事情もあつて

就労を急ぐ。それに対して第一組合は

外部からの応援を受けて強力なビケで

対抗した。三者とも、自分の方が暴力

団を使つたとか暴力が許されるのだと

は少しも言っていないのであります

が、暴力を否定する人たちはばかりが

集まって、なぜ乱闘流血の大混乱を引き

起こすような状態になるか。最近の労

働争議で暴力団が介入したような事例

は、ほとんど中小企業に限られてお

りました。今回は三池炭鉱という代表

的な大企業にそのような事件が起きた。

外国では、十九世紀の昔には暴力争

議があつたけれども、現在は全くな

くなくなつてゐる。あのものらしい三

池のビケと乱闘のあとを見て、日本の

労働争議の歴史も早く先進国に追いつ

いてほしいと、このように痛感せざる

を得ないわけでありまして。ある新聞の

報ずるところによれば、三池を割つた

二つの教室として、一方では向坂教

室、一方では三田村教室、このように

あげておるのであります。そこで、政

府は労働教育のために毎年予算を組ん

でいる。文教関係の予算もある。国家

予算は前の二つの教室とは全然趣旨も

何も異なるのであります。一体、政

府は将来においてどのような理想を立

てて労働者教育を推進しようとする

か、総理並びに労働大臣の御所見を

承りたい。強力なビケにしても、その

ビケを強行突破しようとする労働者に

しても、一人々は皆善良な市民であ

る。好んで血を流す者はいないと思

う。もっと政府の積極的な根本的な対

抗策を講ずるべきではないか。

三〇一

昭和三十五年四月六日 参議院会議録第十六号 三井三池労働争議並びに人権問題に関する緊急質問

三井三池労働争議に関する緊急質問

三井三池労働争議に関する緊急質問

三井三池労働争議に関する緊急質問

三井三池労働争議に関する緊急質問

三井三池労働争議に関する緊急質問

三井三池労働争議に関する緊急質問

三井三池労働争議に関する緊急質問

策があつてしかるべきものと思うが、いかがですか。天災ならやむを得ないが、今の大半田の現状はあまりにも悲惨だ、というのが大多数の国民の実感であらう、このように考えるわけであります。

次に、歴代の労働大臣は、労働争議がこじれてくると、よく中央労働委員会の努力に期待すると言つて、そうして中労委は幾多の困難な事件の解決のために努力して参りました。それはよいとして、争議の合理的な解決のために中労委という第三者の機関があるからには、このような争議の場合だけでなく、もつとふだんから中労委の機構や機能を充実していくような考えが労働大臣にあるかどうか、お伺いしたい。

次に、石原国務大臣に最後に一つお尋ねしたい。今回の争議では警官の大部隊が出動しております。そうして会社側からは弱腰だ、手ぬるいと言われる。第一組合からは不当介入だ、暴力団を取り締まれと言われる。新労組、第二組合からは、暴力的なビケの方を排除しろ。三者三様の批判を受けて警官隊が動いておるわけであります。大臣はこれの中で、こうした三つの批判の中で、どのようなお立場をおとりにするか。いずれにしても、大きな社会不安が続いている現状は好ましくないことであり、伝えられるところでは、警職法改正なども先ほど来の御答

弁の中に出て参つておるのであります。が、どこを改正したら、またどのような改正したら、このような事態がおさまるとお考えになりますか、お尋ねいたします。

以上です。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

暴力追放の問題と貧乏追放の問題についての御質問であります。今回の事件につきましては、今回事業が、特に住宅街の不安をできるだけ早く一掃して明るい市民生活を回復しなければならぬ、かように考えて、治安当局にも十分命じて、そういう処置を講じております。また労働争議には、いかなる意味におきましても暴力が伴つてはいかないという事は、先ほどからお答えをした通りであります。が、それは組合自身においてもそうであるし、第三者がこれに介入するといふのはまずまずもって取り締まらな

きやならぬ、かように考えております。一体、暴力の追放の問題につきましては、實際上そういう暴力を用いたりする事態が出れば、これに対して嚴重な処分をすることももちろんであります。また、そういうおそれのある団体等に対しまして、平素からこれに対するいろいろな動静を十分に調べて、そして暴力の行使のような事態のないように処していかなければならぬと思

います。しかし同時に、やはりそういう暴力が生まれる、暴力団が生ずるといふのは、社会的のいろいろな環境においてそういうことを作り上げる要因があると思つて、この点に關して、政府としては十分に一つ意を用いて施策を進めて参らなければならぬ、かように思つております。同時に、国民におかれても、この暴力追放というに關して、やはり政府と協力していろいろなものをなくするといふ理解と御協力が願ひたい、かように思つております。

貧乏の追放の問題につきましては、これまで非常にむずかしい問題でございしますが、根本的にいへば、われわれが国民所得の増進計画といふものを立て、そしてこれに処していく、あるいは社会保障制度の問題も考えなければなりません、特にこの三池における問題につきましては、先ほど来申しておる通りに、離職者に対しては政府が積極的にこれが措置をいたしていくと、こういうことでございます。

労働教育の方針についての御質問でございます。これは言うまでもなく、健全な労働組合運動を今後発達せしめていく、民主的な労働組合運動といふものを発達せしめていく、そして近代的な労使関係を作り上げていくといふことを、労働者の心得として持つてもらいたいものである。従つて、そういう方針で、中央、地方を通じて従

来ともやつてきておりますが、一それこれを強力にやつていく必要がある、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣松野頼三君登壇、拍手〕
○国務大臣(松野頼三君) 基本的に、ただいま総理の御答弁のごとく、労働教育といふものを徹底させるというところが、日本のような歴史のやまとすると薄い国には必要だと私は考えます。しかし最近におきましては、だんだんその正常化も進んで参りますが、より以上、今後は、労働協会という制度がございしますので、これを通じて労働教育を進めて参りたい。政府機関といたしましては、労政事務所、あるいは企業内のいわゆる労務管理者、あるいは相談員という制度を今回設置いたしましたので、あらゆる面を通じて労働教育といふものを徹底して、その質とその地位の向上をはかりたいと考えております。

中央労働委員会につきましては、やはり今日の争議の現段階におきましては、政府は労使問題には不介入、労使の自主解決のために政府はみずからその力をかす、あるいは助言するというのが今日の労働法の精神でございします。従つて、労使問題そのものに政府は介入すべからず、自主解決が第一の基本でございしますが、両者の意見が合わなかった場合には、調停機関としての労働委員会制度といふものを設けてございします。従つて、今回の中央労働

委員会のごときものは、よくその争議の内容の調査と、最終的には合理的解決を目標に、この労働委員会の活動を大いに政府は助長すべきものであらうと存じております。中央労働委員会におきましては、三十五年度の予算は七千万円でございます。(拍手)

〔国務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(石原幹市郎君) お答え申し上げます。

いろいろの批判につきましては十分に考えて参りたいと思ひますが、現行諸法令の適正厳正なる運用によりまして、治安の確保と各種法益の保護に当たつていきたいといふのが私どもの立場でございます。警察といたしましても万全の態勢で臨んでおると申し上げておきたいと思ひます。それから、いろいろ警察諸法規の改正の問題につきましては、先刻来ここで答へたいと思ひますので、それで御了承を願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(松野頼三君) 常岡一郎君。

〔常岡一郎君登壇、拍手〕

○常岡一郎君 私は、ただいま議題となりました三井三池炭鉱争議に關しまして、総理並びに関係大臣にお尋ねいたします。

実は私は、昨日大半田で、先日の暴行事件で殺された久保清という人の葬儀が公会堂で行なわれましたの

で、礼拝し、近くの公園で五万人と称する総評主催の総決起大会やデモを見ましたが、きわめておだやかで、殺氣立ったという姿は見られなかったもので、心安らかに帰京いたしました。これは、暴力はいけな、暴力はやめよという考え方が、第一組合の人々にも、第二組合の人々にも、一般市民にも、深く心にきざみ込まれたためではないかと思ひました。苦しみや失敗は人間に反省と賢明さを与えることを思ひます。ちやうど車にゆられて案内されて通った道はなかなか覚えませんが、迷って苦しんで探求求めた道は身にしみて忘れられず、再び迷うこともなく、正しく他人まで導くことができる。身をもって味わった体験の尊さであると思ひます。この意味から申しまして、このたびの三池の争議の悲しくも苦しい体験の中から、日本民族の将来を明るく照らす教訓を生み出すようにと願ひつつ、ここにお尋ねをいたします。

今朝、藤林中労委会長のあつせん案が出されました。この不幸な問題は一段落の段階に向かいつつあるのではないかと思ひますが、三池の問題の中からは、三池のみの問題でなくして、日本民族として考えなければならぬ普通の課題であった点、日本の将来に大きな危機を与えるものをあげてお尋ねをいたします。

第一点、民主憲法の根幹ともいべき人権の尊重と個人の自由を守る上に

昭和三十五年四月六日 参議院会議録第十六号 三池炭鉱争議に関する緊急質問

において、いかなる決意を持っておられるかという点であります。人類社会の育つて参りました足跡を振り返つて見ますと、戦争や革命や幾多の災害の悩みを経て、苦しみ悩みもだえて幾千年、ついに尊い体験を積み上げて今日人類文化を築き上げたのであります。その究極の目的は幸福な社会の建設であり、幸福の根元は人間の尊さに目ざめることであり、個人の自由を互いに守り合うことにあると気づきました。ここに人間の自由を尊ぶ日本憲法の根本精神が貫いていて、思ひます。

第二点、組合運動の団結と、基本的人権の擁護についてお尋ねをいたします。政府は近くILO条約第八十七号の批准を急いでおられると聞いておりますが、これは日本労働運動の国際的水準を高める意味から言つても喜ぶべきことであります。ひとり官公労のみならず、民間労組の場合でも、組合の団結の強化は大切なものであることは言うを待ちません。しかし、このたびの三池争議に見るような団結の行き過ぎが、ついに人権を踏みにじつたり、個人の尊厳を曲げるに至つたことは、正しい労働運動のために不幸と言わねばなりません。人間を幸いにするためにこそ労働の尊さがあり、尊いからこそ、法をもつてその働く人を守り、守るために組合を作る自由が生まれる、団結の大切さが強調されております。この本末順序を誤つて、団結が行き過ぎて、労働者の人権を踏みにじり

ならば、これは非常な不幸なことと言わねばなりません。五本の指を握り固めたこぶしは、力を意味し、団結を意味しますが、こぶしのままではペンも持てず、ハンマーも握れない。こぶしを解き、指を伸ばして働く、この団結と運営のみごとな調和こそ正しい労働運動の基本ではないかと考えます。現在の労働法規はこの点において万全なものであるとお考えになるかどうか、お伺ひいたします。

第三問、組合運動の行き過ぎた場合に、現行の労働法規との関係についてお尋ねをいたします。このたびの三池争議は、多くの人々がどうしてもうなずけない問題があります。全体の労働者が、自分自身に直接の利害の関係がある場合、その問題でたとへば非常な流血の惨を見るようなことがあつたとしても、これはまた、うなずける点があります。一部は組合員のため、長期にわたり流血のストライキまでやらねばならなかつたという点であります。労働者自身の直接の利害につながる問題といへば、労働賃金が低いとか、あるいは過重なる労働を押しつけるとか、こういう労働条件の問題が主であるならば、これはわかります。しかし、最近になつて血を流すようなすごい争議をやつたのは、先年の王子製紙の場合と、このたびの三池炭鉱の場合であります。この二つの場合を考えたとしても、両方ともにその会社は、

労働賃金は他のうらやむほどの賃金を払つております。条件は、好条件の大標本のようにいわれておりました。それがこのたびの流血長期の争いとなりましたところ、うなずけないわけがあるわけでありました。だから、労働者自身の切実なる総意による争議ではないかと思ひます。三池の炭鉱は、世界的な宝庫と呼ばれた炭鉱であります。かつては三井のドル箱といわれて、日本第一の技術陣、設備を誇つたものであると聞いております。それが生産の落ちに悩み、赤字に苦しみ、危急存亡の段階に來ている。三池炭鉱よりももっと設備の悪いといわれる三菱炭鉱でさえ、一人当たりの出炭が二十四トンと聞く、明治炭業は三十四トンといわれております。この比でいくならば、三池炭鉱は四十トンを出せるといわれております。それなのにわずか十四トン余りしか出してないというところは、この産業が全く半身不随か病体にひとしいではないかと考えられます。人間の病気の場合を考えまして、毒素を体外に排泄するといふことが、健康になる根本問題であります。九州大学教授向坂氏の闘争至上主義と思はれる教育を受けた人々が三百人余り生産阻害者として働いたといふことがいわれております。これを除去するため

に、そうして健康なる産業を立てようとするところに、これが会社が必死のねらいを持ってこのたびの争議に向かつている姿であると聞いておりますが、これに反対する組合との激しさから流血の惨事を生み出してあります。このような姿は、組合員直接の利害から生まれてきた労働争議とは言いがたく、これが組合内から五千余人余りの批判者が生まれてきた根本の理由ではなかったかと考えるのであります。

(拍手) そうした点を総合して考えますときに、この現在の労働法規をもって万全なりと考えられるか、また、改正すべきであると考えられるかの点をお尋ねして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

人権の尊重、個人の自由の確保ということは、民主政治の基礎をなすものであり、われわれがとりつばな文化生活を送る基本であると思ひます。これが他の暴力によつて妨げられたり、あるいは人権がじゅうりんされるというやうなことが行なわれるとするならば、これこそ民主主義の敵であり、われわれが望んでおる社会、われわれの作り上げようとする文化の敵であると言わなければならぬと思ひます。しこうして、これらのことから申しまして、暴力を追放する、そうして個人の人権の

尊重、自由の確保をしていくという上において考えますという、ただ法律で取り締まるだけでは足りないといふことはお説の通りであります。結局は、常岡さんの言われるように、魂の問題に私はなると思ひます。しかし同時に、その意味から申しますと、教育の問題であるとか、あるいはいろいろな問題を考えなければなりません。しかし同時に、暴力が生まれるについては、社会的にいろいろのその温床となるような事態が少なくないと思ひます。それらに対して、政府がその暴力を生ぜしめないように、そういうものを育て上げないような社会を作り上げることにいつて施策をすることは、当然、政治として考えなければならぬ、さうに考えております。(拍手)

〔国務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(石原幹市郎君) お答えいたします。

警察体制の問題についての御質問の点でございますが、まあ、いろいろな方法があると思ひますが、一つは、やはり警察力の充実というものも考えなければならぬと思ひます。しかし、これは人員、装備、訓練、すべての面にわたつて考えていかなければならぬと思ひます。また、警察官の士気の向上という面につきまして、ふだんの教養であるとか、あるいは待遇、こゝういふ点についても、今後とも十分注意を

払つていかなければならぬと思ひます。また私は、警察官は、やはり法を執行して法を守る立場にある者でありますから、警察官としては、いろいろの行動をする場合に、ちゅうちょ遠慮することなく行動ができるような、いろいろの法的整備も考えていかなければならぬのではないかと思つておるものでございます。

また、一般社会問題といたしましては、総理からもいろいろございましたが、やはり私は、国民全体が法を守る、法律には従ひ、順法運動といふものを大きく起こしまして、警察がただ取り締まるということだけでは世の中の秩序の絶対確保ははかれない。両々相待ちまして、正常なる社会状態がでますように、最も私は力をいたしていかねばならぬだらうと思つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣松野頼三君登壇、拍手〕
○国務大臣(松野頼三君) 戦後十五年、わが国の労働運動も自然に健全な方向をたどつておりますが、なお一部には階級闘争主義あるいは闘争第一主義といふものが残つておることは、まことに遺憾なことでございます。しかし、健全な労働運動が伸展するに従つてこれらは自然的に淘汰されるべきものだと思ひます。労働運動の一番の柱とすべきものは、民主的であること、それから暴力を断じて排斥すること、この二つが私は健全な労働運動の二本

の柱だと存じます。もしも民主的に労働運動を運営しない場合には、労働組合が統一を欠き、分裂を来たすわけであり、暴力を肯定する場合にはみずから労働法の保護を放棄するがゆゑに、この二つは民主的労働運動の発展の二つの柱だと私は信じております。

ILO八十七号につきましては、いろいろの御議論もございしますが、すでに民間労組は今回の対象になつておりません。今回のILO八十七号の最小限必要な条件には民間労働組合は入っておりません。しかしILO八十七号は労働法に影響するところ多大でございますので、官公労あるいは民間労組を問わず、基本的な労働問題にも大きな影響がございしますので、労使関係法研究会といふものを昨年設置いたしました、ILO八十七号批准後におけるその影響及び法制的な見解を近いうちには答申をいただけるものと存じております。(拍手)

○議長(松野頼三君) 順藤五郎君。

〔順藤五郎君登壇、拍手〕
○順藤五郎君 私は日本共産党を代表して、三井三池炭鉱の労働争議について、岸総理並びに関係各大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に指摘しておかなければならないことは、この三井三池争議の本質は、安保改定を強行しようとするアメリカ帝国主義者と岸内閣が、日本の

代表的な三井独占資本とくつて行なつた、わが国民に対する最も悪質な弾圧政策であるといふことである。だからこそ、日本の最も戦國的な労働組合である炭労の組織を破壊するために人殺しまでえてしたのであります。(「だれがさせたのだ」と呼ぶ者あり) 君たちだ。久保清君の殺害が、三井本社、現地会社、暴力団の共同謀議であることは、その後の新しい事実によつてますます明らかになつております。今日の政府の答弁を見まして、ことさら暴力団の問題には口を緘して語らうとしないが、今直ちに政府がやらなければならぬ緊急課題は、責任をもつてこの殺人事件を処理することであり、それにもかかわらず、政府は、会社首脳部の逮捕や、会社に対する調査、会社側の証人隠滅に対する措置は何らやつていないではないか。これは重大な政府の責任であります。さうして、一方では第一組合のビケは違法であるとの不法な見解のもとに争議介入をはかり、また、警

議法改悪の意図をはめかしてあります。このような政府のやり方は、みずからの責任を少しも果たさずに、正当なビケ行為をことさらに違法視し、警議法の改悪をたくらむ政治謀略であると断ぜざるを得ないのであります。政府はこのやうな政治謀略を直ちにやめるべきであります。政府が今すぐやらなければならぬことは、殺人の張本

人を逮捕して、これを追及することであり。政府はこれに全力を傾ける意思があるのか、また、そのためにどういう具体的な措置を立てているのか、私は政府の明確かつ責任ある答弁を求めるものであります。(第一組合の暴力はどうするのだと呼ぶ者あり) 暴力などない。

現地において、いま三池炭鉱労働組合は、熱心に誠意をもって労使双方の自主的な解決のために努力を重ねているのであります。これに対し、会社側は依然として強制就労を強行して、争議の混乱をさらに拡大しようとする方針をとっております。しかも、政府はこの会社側の野蛮な行為を助けるために、九州の全警察官の三分の一に当たる四千名の警察官を動員して、会社側の暴挙と相呼応して警官隊による組織的なビケ排除をやり、虎視眈眈たんとして、そのすきをうかがっているものであります。これはだれが何と言おうと、明らかに会社側の不当なやり方を、政府が、政府のいわゆる治安維持に名をかりて助長し、応援して、不法にも争議に介入して、事態をさらに悪化させようとしているものと言ふのはおかありません。また、今晩出された藤林あつせん案は、問題を本質的に解決するものではなく、実質的には指名解雇を認めさせようとする三井独占資本の意図を労働者にのませようとするものであります。このようなり

方では、事態の解決をますますおくらせるだけであります。この際、強制就労をやめ、現地における団交を再開して、事態の円満な解決をはかるべきだと思ふが、どういふふうに政府は考えているか。政府がすみやかに共同謀議に基づく野蛮な殺人事件を徹底的に究明し、暴力団の蠢動と、これをあやつる悪質な資本家の行為を完全に押さえつけるならば、政府のいうところの治安は直ちに解決されるものであつて、四千名に上る大量の警察官の争議に対する不法な介入の必要などは毛頭ないのであります。このためには、政府は会社側のこのような無理無体な強制就労を今すぐやめさせるべきであります。政府はそのためにこそ必要な具体的措置をとるべきであると思ふが、その意思があるかどうか。また政府は、暴力団の一掃をはかることによつて、四千名の警察官が不当に介入することをやめるべきであります。

最後に、今回の暴力団による毎日新聞襲撃事件について聞きたいと思ふ。聞くところによれば、この松葉会には自民党幹部十数名が関係しているといわれておりますが、そういう事実があるのかどうか。もし事実とすれば、これは政治的にきわめて重大であります。知らぬ存ぜぬなどという通り一べんの逃げ口上は許されません。このことが明らかにされた場合、岸総理

は、はっきりとした政治的責任をとるべきであります。その決意があるのかどうか。明白な答弁を要求して、私の質問を終わりたいと思ふ。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣岸信介君 今回の三井争議で生じた殺人事件並びに傷害事件につきましては、目下検察当局において鋭意調査中であります。徹底的にこれは追及するつもりであります。事態を平和的に解決する、労働争議が平和的に解決されるべきものであるということは、私もそう考えます。これを暴力をもち、実行して解決すべきものではなく、従つて、まず自主的に話し合ひできることが一番望ましい。しかし、それができない場合において、中労委のあつせん等によりましてこれが平和的に解決されることが望ましいと思ふ。警察権はいかなる場合におきましても争議には介入いたしません。ただ治安の維持につきましては、また暴力の排除につきましては、職務上当然これは行なわなければなりません。松葉会と自民党が関係があるようなお話がありました。関係はございません。(拍手)

〔国務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原幹市郎君) 三川鉱、四山鉱で起こりました暴力事犯については、先刻たびたび申し上げましたように、ただいま捜査の徹底を期しつつある段階でございます。(拍手)

〔国務大臣松野頼三君登壇、拍手〕

○国務大臣(松野頼三君) 政府は名実ともに労使問題には不介入でございます。これは全国民の方が御承知であらうと存じます。中労委の今回の活動は、御承知のごとく、政府が中労委の活動を要請したわけではございません。中労委は、今回は組合の方から活動してくれという要請によつて動いたものであります。明白でございます。(拍手)

〔国務大臣井野碩哉君登壇、拍手〕

○国務大臣井野碩哉君 ビケの合法性につきましては、先ほど来お答えした通りであります。暴力の伴う場合においては明らかに違法であります。少なくとも二十八日のビケは違法と私も考へております。(拍手)

○鈴木善喜君 この際、私は、暴力団の毎日新聞社襲撃事件に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○田中茂穂君 私は、ただいまの鈴木君の動議に賛成いたします。

○議長(松野頼平君) 鈴木君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野頼平君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。鈴木善喜君。

〔鈴木善喜君登壇、拍手〕

○鈴木善喜君 私は日本社会党を代表いたしまして、去る二日朝の毎日新聞社に対する暴力団襲撃事件及び最近の暴力団に対する政府の対策につきまして、首相並びに関係閣僚に若干お尋ねをいたします。

去る二日未明、松葉会の幹部市橋某ら十数名が、新聞の印刷発行をとめる目的で毎日新聞社を襲ひ、輪転機に砂をかけてこれをストップさせ、印刷済みの新聞千数百部を汚損し、発煙筒をたき、ガラスを破壊するなどの暴行を働いたことは、かの二・二六事件以来の不祥事であつて、単に毎日新聞社に対する暴行事件であるにとどまらず、広く言論報道の自由に対する暴力による干渉圧迫であり、まさに民主主義を破壊するものであると言ふべきであります。(拍手)市橋らは、去る三月十四日の毎日新聞夕刊の「政治家の花輪すけらり、松葉会親分夫人の葬式、くされ縁に批判」という記事の内容が気に入らず、再三その訂正取り消しを求めたのを断られたのを恨んでのしわざであると伝えられるが、新聞記事が自分たちにとって都合が悪いからとか不利であるとかの理由で、これを暴力に訴えることは、絶対に許されぬことであるが、ここでお聞きしなければ

ならないことは、一体、市橋らの背後関係はどうなのか、松葉会とはいかなる団体であるのか。政治結社であるといふが、その実、博徒や、やくざの集まりである暴力団ではないのか。この団体に対してどのような注意を払ってきたのか。さらに、これと一部保守党政治家とのつながりがあるといわれるが、果してどうなのか。資金のルートはどうなっているのか。この際、公安委員長から松葉会の性格を明らかにしてもらいたいと思うのであります。

今回の事件は、明らかに当局の警戒態勢に手抜きがあり、重大な責任問題があると思ふのであります。この点、いかなるものでありましょうか。このなぐり込み事件は、すでに前夜十時ごろ練馬署においてその情報をキャッチして、丸ノ内署に連絡のあったものであります。しかし丸ノ内署では特別の警戒態勢をしなかったといわれているが、もしこれが事実であるとすれば怠慢もはなはだしいといわなければならないのであります。何ゆえに情報を見逃し、放置しておいたのか。この点を明らかにし、どう責任をとられるのか、お伺いいたしたいのであります。

次に、最近における暴力団取り締まりについての対策をお聞きしたい。警察庁の調べでは、暴力行為を犯すおそれのあるものとして内偵しているものが四千八百七十四団体、十万五千六

十五人を数えるといひ、三十四年中における暴力団検挙件数は六万八千三百四十九、人員は五万五千六百九十九人という驚くべき数に上っているが、特に最近の右翼と結びついた暴力行為は目にあまるものがあるのであります。動員問題、労働争議、平和運動、安保問題等、各種の集会、デモ等に介入し、これになぐり込みをかける等、ほとんど日常茶飯事となつていゝのであります。取り締まり当局はこれに對してさういふ寛大な態度をとつていゝように見受けられるのであります。労働などのちよつとしたデモ等にも神経をとがらして、多数の警官を配して必要以上の嚴重な警戒をするのに、他方、暴力団にはさういふ甘いところがある。一般の世評であります。警察も遠慮してゐるとか、保守党とつながりがあるとか、資金も流れてゐるのではないかと、いわれたりするありさまであります。

松葉会親分夫人の葬式に自民党のお歴々がたくさん花輪を上げ、葬儀の通状に、これまた自民党関係の国会議員、都知事、都会議員等五十名に及ぶ名が連なつてゐるのを見れば、これらちまたの聲もあながち根拠のないものともいひ切れないのであります。(拍手) このようないふことが暴力団を甘やかし、つけ上げらせ、暴力行為を是認せしむることとなると思ふのであります。右翼やこれにつながる暴力団のささえてゐるものが一部の保守党議員であ

り、一部の財界人だといわれているが、そうしてまた、これらの団体を利用するものは保守党議員であり財界人であるといわれているのであります。政府は、このようないふわさを払拭するために、東京におけるのみならず、全国各地における暴力団に断固たる態度で臨み、治安の確保、民心の安定をはかることが必要であると思ふが、首相並びに公安委員長の見解を承りたいのであります。

次に、特に首相にお尋ねしたいと思ひますが、一体あなたは三悪追放の看板をまだ掲げていらつじやるのか。貧乏をなくし、汚職をなくし、暴力を追放しようといふのが、あなたの首相となつたときの金看板であつたはずであります。国民も大いにこれに期待をいたしておつたのであります。が、最近、首相はほとんどこれを言わなくなつたやうであります。せつかくの金看板を取りはずしたのであります。汚職も絶えない、さらに暴力は最近ますますふえてくるといふのでは、せつかくの看板もこれを掲げているわけにはいかぬかもしれませんけれども、今回の事件を契機に、一つでもよ

放のために敢然と立ち上がるべきだと思ひますが、その決意があるかどうかをお伺いしたいのであります。この際この議場を通じて国民に約束して

ほしいと思ふのであります。特にそのためには、第一に、あなたが總裁である自民党員の第一と暴力団とのくされ縁を断ち切ることが先決問題であると思ふのであります。それが政治を明るくするに、国民に安心を与えることになると思ふのであります。その決意ありやもあわせてお伺いしたいのであります。

最後に一つ、首相は、先日、本院の予算委員会におきまして、三池争議に關連する質疑に、今の警職法では暴力団の事前取り締まりに困難がある旨の答弁をして、警職法改正の意図を捨てていないことを明らかにいたしておりました。さらに石原国家公安委員長は四日夜の記者会見におきまして、私としては警職法の改正はどうしても必要であると思ふ。現行の警職法では職務執行に十分なものは決してない。今すぐといふわけにはいかないが、改正の必要性は強まっているではないか。世論の動きや政治的諸般の情勢を検討しながら事を運びたいと、改正の意図を明らかにいたしておりました。また自民党のいわゆる実力者である河野一郎氏も、昨五日旅先で、続発する暴力事件に對し警職法の改正は当然だと記者会見で語つたと伝えられておりますが、これら一連の発言は、一昨年の秋の警職法改正案が世人の総反響を受けて廃案になつたにもかかわらず、今なお政府与党が強い未練、執着を持ち、

折りあらば再び改正案をという根強い意図の表明として、断じてわれわれは黙視できない問題であります。毎日新聞社襲撃事件といひ、三池の刺殺事件といひ、これは明らかに警察側の手ぬかりであり、警備上の手落ちであるのであります。この責任問題に目をおおつて、法の不備を云々し、警職法の改悪を企てるがごときは、本末転倒もはなはだしいものと言わなければならぬのであります。(拍手) 現行法をフルに活用することによつて十分効果をあげることはできるはずであります。政府はみずからの怠慢に目をおおつて、国民の基本的人権の侵害、労働運動の抑圧に通ずる警職法改正をしようとするがごとき意図を捨てて、勇断をもつて暴力追放に当たることが正しい道であると信ずるものであります。が、首相並びに国家公安委員長のこれに對する所見をあらためてお伺いしたいのであります。(拍手)

○國務大臣(岸信介君) 答へをいたします。

暴力追放は、先ほども申し上げましたように、民主政治の基礎としてわれわれが平和な生活を営んでいく土から申しまして、いかなる意味においても、いかなる形における暴力もこれを排除しなければならぬと思ひます。私は総理に就任以来、いわゆる三悪追放、特に暴力の追放につきましては、関係当

事

事

局に示達してこれが取り締まりを厳重にやると同時に、そういうことの起こらないように事態を未然に防ぐように努力してきて参つております。しかしながら同時に、御指摘のように暴力がたがえない。また全国に暴力を主体とするような団体が相当にあるという事実にもかんがみまして、これらの暴力的な団体に対する取り締まりを行ない、これを解消せしめるように、今後といえども厳重に努力すべきことをここに申し上げておきます。

警職法の改正の問題につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、われわれは現行の警職法で適當であるかどうかという点に關しましては從來も検討をいたしております。すでに政府が、ただわれわれが考えておるだけでありませんで、公安委員会等におきまして取り上げて研究されていることは御承知の通りであります。十分慎重に検討した上において処置したいと、かように考えております。

(拍手)
〔國務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(石原幹市郎君) お答えをいたします。

本月二日未明に先ほどの御質問の事件は起こったのでございますが、暴力団の背後關係につきましても法に基づいて徹底的に糾明をいたします。ただいまのところ自民党が關係している

などというところは絶対にございませう。松葉会は昨年の二月、政治結社の届出をしておりますが、構成員の中には暴力行為の前科のある者が多いので、視察の徹底を期しておつた次第であります。本件の當時も情報入手に努めまして、毎日新聞社とも連絡をして警戒をしておつたのでございします。が、情報の時間的そこによりまして結果的には事件が起きたのであります。警察はこれを放置していたとか、そういうことは当たらないと思つたのであります。

暴力団の取り締まりにつきましては、これはもう從來から都道府県警察においてずっと強力な取り締まりをしてきておるのでございまして、昨年においては約五万五千七百名の検挙を見ております。また全国で三百九十八団体が解散もしておるのであります。しかし暴力団のこういう事案につきましては、表面に現れた個々の犯罪行為等ではなかなか根源をつく取り締まりを実施することがむずかしいと思つたのであります。平素から犯罪資料の収集整備をいたしまして、警察庁にも特にこの暴力団取り締まりを対象とする捜査第二課を設けまして、暴力団取り締まりの徹底を今後とも一そう期していきたいと存じます。

警職法の問題につきましては、先刻来答弁をいたし、また總理大臣からた

びたび申し上げておりますので、御了承をお願いしたいと思います。(拍手)
〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) 松葉会と自民党との關係につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、絶対に關係はございせんし、ただいま石原公安委員長からも、その背後關係を調べておりますが、關係ないということ

を明瞭に申し上げております。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 日程第一、水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

審査報告書

水産庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

内閣委員長 中野 文門

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、北海道、また、ふ化場の支笏湖事業場におけるひめますの種卵の生産が著しく

増加し、全国の移植用の種卵の需要量を十分確保しうる見とおしがつくに至つたので、十和田湖におけるます類のふ化及び放流等に関する事務を国の事務として実施する必要がなくなつたため、十和田湖ふ化場を廃止しようとするものであつて、その措置は妥當と認め

る。
二、費用
別に費用を要しない。

水産庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

水産庁設置法の一部を改正する法律案

水産庁設置法の一部を改正する法律

水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第七條の二中「十和田湖、ふ化場を

削る。
第七條の四の二を削り、第七條の四の三を第七條の四の二とする。

附 則
この法律は、昭和三十五年八月一日から施行する。

〔中野文門君登壇、拍手〕
○中野文門君 ただいま議題となりました水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げますと、水産庁の付属機関である十和田湖ふ化場を本年八月一日に廃止しようとするものであります。

政府が十和田湖ふ化場を廃止する理由として述べるところによりますと、十和田湖ふ化場は、ヒメマス資源の重要性にかんがみ、国営により、その人工孵化放流事業を実施するため、昭和二十七年に設置されたのであるが、近年同じく国営である北海道サケ・マス孵化場の支笏湖事業場におけるヒメマスの種卵の生産が著しく増加し、全国の移植用の種卵の需要量を十分確保し得る見通しがつくに至つたので、十和田湖における増殖事業は、単にその地方の需要を満たせば足りることとなり、国営によりこれを行なう必要がなくなつたので、今回十和田湖ふ化場を本年七月三十一日限りで廃止することとし、これを青森、秋田両県に移管せんとするものであることとあります。なお、これに伴い、昭和三十五年

京都府の内

京都市の内

向日町

南区久世川原町、久世上久世町、久世高田町、久世中久町、久世殿城町、久世大蔵町、久世築山町、久世大築町及び久世東土川町 右京区大原野北春日町、大原野南春日町、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、上原野小塩町、大原野外畑町及び大原野出灰町 乙訓郡

同表亀岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「南桑田郡」及び同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「初瀬町」を削り、同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「白銀村 賀名生村 宗檜村」を「西吉野村」に改め、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「海草郡の内 紀伊村」を削り、同表海南簡易裁判所の項を次のように改める。

海南

和歌山県の内
海南市 海草郡

同表すさみ簡易裁判所の管轄区域の欄中「江住村」、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「下里町 太田村」、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「西外城田村」、同表大台簡易裁判所の管轄区域の欄中「大杉谷村」、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「国見村」、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「白山村」、同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「池多村」、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「寺西町」並びに同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「府中市」及び「蘆品郡」を削り、同表上下簡易裁判所の名称の欄中「上 下」を「府 中」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「甲奴郡」を「府中市 蘆品郡 甲奴郡」に、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「美川村」を「美川町」に改め、同表見島簡易裁判所の管轄区域の欄中「見島郡の内」を削り、同表若核簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹比村 入頭村」を「入東町」に改め、同表八橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良町」を削り、同表黒坂簡易裁判所の項を次のように改める。

黒坂

鳥取県の内
日野郡の内
日野町 日南町

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の

欄中「村松村 長瀬村」を「琴海村」に、同表大村簡易裁判所の管轄区域の欄中「彼許町 千綿村」を「東彼許町」に、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「龍ヶ岳村」を「龍ヶ岳町」に、同表屋久島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下屋久村」を「屋久町」に、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「溝辺村」を「溝辺町」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「高城村」を「高城町」に、同表志津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「歌津村」を「歌津町」に、同表村山簡易裁判所の管轄区域の欄中「東根市」を「東根市 尾花沢市」に、同表田名部簡易裁判所の管轄区域の欄中「下北郡」を「大湊田名部市 下北郡」に、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「南部村」を「南部町」に、同表苦小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「厚真村」を「厚真町」に改め、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を削り、同表後南簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡田村 久万玉村」を「綾歌町」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板東町」を削り、「秋月を除く」を「秋月を除く」大麻町大字板東、萩原、津路、川崎、檜及び三俣」に改め、同表鳴戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「堀江町 松茂村」を「松茂村 大麻町(大字板東、萩原、津路、川崎、檜及び

三俣を除く)に改め、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「土佐市」を「土佐市 南国市」に改め、「後免町 野田村 岡豊村 香長村」を削り、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩村」を削り、同表安芸簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸市」を「安芸市 室戸市」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡」を削り、同表野村簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬川村」を「城川町」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔大川光三君登壇、拍手〕

○大川光三君 ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本改正案の趣旨は、土地の状況、市町村の位置分合等により、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄を変更する等、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を行なうとするものでありまして、そのおもなる点は、

第一に、市の名称変更及び土地の状況等により、大阪地方裁判所管内の古市簡易裁判所を羽曳野簡易裁判所に、広島地方裁判所管内の上下簡易裁判所を府中簡易裁判所に、それぞれ改めること。

第二に、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、京都簡易裁判所ほか六カ所の簡易裁判所の管轄区域を変更すること。

第三に、市町村の位置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行うこと等であります。

委員会は、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、各委員から、本改正案と職員の適正配置との関係等につき質疑が行なわれましたほか、別に問題もなく、討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

日程第四、地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長新谷寅三郎君。

審査報告書

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月五日

地方行政 委員長 新谷寅三郎

参議院議長松野鶴平殿

附則第一項中「昭和三十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額一億円を一億八千万円に増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本金の額を改めんとするものであり、趣旨はおおむね妥当なものと認めた。

なお、施行期日に關し別冊の修正を行なつた。

二、費用

本法施行に伴う国の奄美群島復興信用基金に対する出資額として、昭和三十五年度一般会計予算に八千万円が計上されている。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項及び第十条の三第二項中「一億円」を「一億八千万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四ノ二 奄美群島復興信用基金が奄美群島復興特別措置法第十条の二第九項第四号ノ規定ニ依り為ス事業資金ノ貸付ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ抵当権ノ取得ノ登記

審査報告書

地方公営企業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月五日

地方行政 委員長 新谷寅三郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公営企業のうち、従来水道事業の中に含まれていた工業用水道事業を分離して独立の事業とするとともに、法定の規模以下で地方公営企業法が適用されないこととされているもののうち、一定規模以上のものについては財務規定等を適用して企業会計方式を採らしめる等の改正を行なうものであつて、その趣旨は妥当なものと認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年三月四日

内閣総理大臣 岸 信介

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「これらに附帯する事業を含む。」の下に「以下同し。」を加え、同条同項の表中

水道事業 五十人

工業用水道事業 三十人

に

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで及び附則第二項から附則第四項までの規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共

団体の経営する企業のうち前項の表の上欄に掲げる事業で、常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人以上同表の下欄に掲げる数未満のものに適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。第七條第一項中「置くことができる。」を「置くことができる。なお、水道事業及び工業用水道事業をあわせて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業のうち二以上の事業をあわせて経営する場合においては、それぞれ当該あわせて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。」に改める。

第二十七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合においては、次項の規定により当該地方公共団体の長が指定した金融機関に、当該地方公営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。

第三十条第二項中「最初に招集される」の下に「定例会である」を加える。

第三十一条中「十日」を「二十日」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(財務規定等が適用される場合の管理者の権限)

第三十四条の二 第二条第二項又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合には、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行なり。ただし、管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の出納長又は収入役に行なわせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、地方公営企業法第二条の改正規定及び同法第三十四条の次に一条を加える規定並びに附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(財務規定等の適用に関する特例)

2 この法律による改正後の地方公営企業法第二条第二項の規定により財務規定等の適用を受けることとなる水道事業又は工業用水道事業で常時雇用される職員の数が三

十人未満のものを経営する地方公共団体は、条例で定める場合においては、同法同条同項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までの間は、当該事業に財務規定等を適用しないことができる。

(政令への委任)

3 この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

4 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 工業用水道事業

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

5 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「及び同法同条第二項」を並びに同法同条第二項及び第三項に改める。

(新谷寅三郎君登壇、拍手)

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案及び地方公営企業法

の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額一億円を一億八千万円に増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本の額を改めることを主たる改正点とするものであります。

委員会におきましては、二月十六日石原国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、奄美群島復興信用基金の融資状況、同群島における黒糖生産の状況とこれが対策、復興計画終了後の措置、島民の生活水準の向上策等につきまして質疑応答を重ね、慎重審議を行なったのであります。その詳細につきましては会議録によって御了承願いたいと存じます。

四月五日質疑を終局して、討論に入りましたところ、鍋島委員は、本法案の趣旨に賛成する旨を述べられ、なお、附則第一項に定める本法案施行の日が「昭和三十五年四月一日」とあるのを「公布の日」に改める旨の各派共同修正案を提出されたのであります。かくて採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よって本法案は全会一致をもって修正

議決すべきものと決定した次第であります。

次に、地方公営企業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府の提案理由によれば、本法案の要点は、地方公営企業の合理的かつ能率的な運営を助長するため、地方公営企業法の適用を受ける事業のうち、水道事業から工業用水道事業を分離し、常時雇用される職員の数が三十人以上の工業用水道事業に同法を適用するものと、また、地方公共団体の経営する水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業で、これまで地方公営企業法の規定が適用されない一定規模未満のものうち、常時雇用せられる職員の数が二十人以上のものについては、地方公営企業法の規定のうち、企業会計方式による財務に関する規定等を適用すること等であり

ます。委員会におきましては、三月十日石原国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によって御了承いただきたいと存じます。四月五日質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、地方公営企業法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時十二分散会

○本日の会議に付した案件

- 一、請願の件
- 一、故衆議院議員元衆議院議長林謙治君に対し弔詞贈呈の件
- 一、議員派遣の件

昭和三十五年四月六日 参議院會議録第十六号

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議における暴力団介入に関する緊急質問

一、三井三池労働争議並びに人権問題に関する緊急質問

一、三井三池労働争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

一、三池炭鉱争議に関する緊急質問

中尾 辰義君 下村 定君

吉江 勝保君 常岡 一郎君

辻 武壽君 北條 鶴八君

岩沢 忠恭君 苦米地英俊君

野本 品吉君 三木與吉郎君

高瀬 莊太郎君 佐藤 尚武君

天坊 裕彦君 市川 房枝君

大谷 登潤君 堀 末治君

村上 義一君 竹中 恒夫君

辻 政信君 千田 正君

笹森 順造君 黒川 武雄君

泉山 三六君 杉原 荒太君

鍋島 直紹君 山本 杉君

谷村 貞治君 天埜 良吉君

櫻井 三郎君 岸田 幸雄君

北畠 教真君 川上 為治君

徳永 正利君 安部 清美君

横山 フク君 石谷 憲男君

村上 春蔵君 鹿島 俊雄君

植垣 弥一郎君 青田源太郎君

仲原 善一君 堀本 宜実君

松村 秀逸君 井川 伊平君

上林 忠次君 江藤 智君

梶原 茂嘉君 高野 一夫君

鈴木 恭一君 大川 光三君

佐野 廣君 小沢久太郎君

剣木 亨弘君 青柳 秀夫君

井上 清一君 加藤 武徳君

安井 謙君 斎藤 昇君

小柳 牧衛君 谷口弥三郎君

木内 四郎君 木暮武太夫君

紅露 みつ君 重宗 雄三君

堀木 鎌三君 草葉 隆圓君

一松 定吉君 木村篤太郎君

戸叶 武君 岩間 正男君

須藤 五郎君 山本伊三郎君

武内 五郎君 大矢 正君

永末 英一君 基 政七君

藤田藤太郎君 相澤 重明君

松永 忠三君 田上 松衛君

田畑 金光君 秋山 長造君

永岡 光治君 藤田 進君

亀田 得治君 加瀬 完君

天田 勝正君 相馬 助治君

椿 繁夫君 小笠原三三男君

成瀬 暢治君 小林 孝平君

村尾 重雄君 東 隆君

松浦 清一君 阿部 竹松君

松澤 兼人君 佐多 忠隆君

田中 一君 重盛 壽治君

島 清君 中村 正雄君

農林政務次官 大野 市郎君

労働省労働局長 亀井 光君

〔第十三号参照〕

審査報告書

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十五日

農林水産 委員長 堀本 宜実

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、漁船保険事業の健全な発展に資するため、普通損害保険及び満期保険の損害保険部分の保険料率の算定基準を法定し、再保険料率の算定基準を改め、義務付保の単位となる地区の範囲を明確にし、義務付保に伴う保険料の国庫負担の割合について漁業経営の規模に応じ階層差を設け、義務付保以外の場合について一定要件の下に新たに保険料の国庫負担の措置を講ずる等をその主な内容とし、適当と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のための経費として四億八千三百万円が昭和三十五年一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、遺憾なく措置すべきである。

一、漁業経営の実態にかんがみ、保険料の分納を必要とする漁船に対しては、一定の条件の下に、再保険料の分割払の制度化について検討すること。

しかし、再保険料の分割払の制度化が実現するまでの間、再保険料の延滞金の割合は、現行の遅延利息の割合と系統金融機関における現行最高預金利息の割合との平均を上廻らないものとする。

二、特殊保険について、現在行なわれている低保険料率制は、昭和三十五年以降においてもこれを継続実施すること。

しかし、国の再保険の割合を引き上げる等の措置によつて保険加入を促進するよう検討すること。

三、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船再保険特別会計における利益金の活用その他によつて政府が強力な助成援助を行ない得

るよう所要の法的措置を考究すること。

審査報告書

不動産登記法の一部を改正する等の法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十五日

法務委員長 大川 光三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、不動産の権利関係を明確にする公簿(登記簿)と権利の客体である不動産自体の現況を明らかにする公簿(土地台帳、家屋台帳)とが分離しておる現行制度に対し、登記制度と台帳制度とを統合一元化し、登記簿をして土地台帳又は家屋台帳の機能をも果させるため、不動産登記法に土地、建物の現況を常時明確ならしめるための登記手続に関する所要の改正を加えると同時に、土地台帳法及び家屋台帳法を廃止し、不動産の権利に関する登記の手続を整備し、その合理化を図るため、所要の改正を加え、又不動産登記法のなかに虚偽の保証書を作成した場合及び登記官吏の実地調査を

拒み又は妨げた場合に刑事罰を設け、不動産の表示に関する登記の申請業務を懈怠した場合に民事罰を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う経費は、約二億四千万円を必要とする見込みであつて、本年度予算においては、一億四千八百三十万円が計上されている。

昭和三十一年四月六日 参議院会議録第十六号

三一四

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し長買紙は二十円)
(配達料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一 五三ノ電報